

第4章 発展期の動向

第1節 管理運営機構の整備と事務局

1. 本田学長から柳本学長へ

(1) 本田学長の運営

34年5月26日付で就任した第2代本田弘人学長は、6月25日の第93回評議会で学長就任挨拶をして大学運営をスタートさせた。まず34年度の予算配当について検討を始めたが、それに伴って問題となったのは、前学長時代からの懸案となっていた評議会の組織問題であり、すなわち、評議員に附属病院長、附属図書館長、教養部主事を加えるかどうかであった。7月23日の94回評議会で議長の学長は、学内で大きな部局である附属病院長と附属図書館長は法令上も部局長として認められているので評議員に加えることにしたいと提案し、評議会の承認をえて8月1日付で発令されるよう上申した。しかし教養部主事については意見が分かれたため将来に評議会に加わるよう促進と協力を要望するということが保留された。病院長と図書館長の参加によって評議員数は22名の構成となり、また評議会規則も34年12月15日に改正施行することとなった。また任期がくる図書館長問題について、図書館評議会で候補者数名を推薦する方式となっていたため、32年時の館長選出方式であった学長一任方式をそのまま継続してとるかどうかが論議されたが、学長は、今回は期成会による書庫の建築が中途であること、また事務的に、また学内のことを考慮して石坂法文学部教授の再任を求めたので評議会は承認することになった。それにともなって図書館長選考規準の作成が組織委員会に付託されることとなり、その改正案が35年3月1日に、図書館規則、図書館長選考規則、図書館協議会規則として制定された。館長は図書館協議会の推薦をうけて学長が選考する体制とした。

施設問題では、前学長任期終了時に提案されていた附属病院藤崎台分院地が第15回国体野球場設営のため島崎町済生会病院内に移転する問題があった。学長は出来る限り県に協力していくという姿勢を示し、大学の要望が全面的に受け入れられる条件があるとして、第95回評議会(11月26日)に提案し、評議会の承認をえた。

研究問題についても意欲をみせ、教官の研究発表として熊本大学研究懇談会を発足させ、その第1回発表会を12月10日午後2時から図書館ホールで開くこととした。また熊本日日新聞社からの教養講座開講に当って全面的な協力姿勢をとって教官への協力方を評議会に依頼した。

一方、全国国立大学協会に出席して、大学施設の充実、改善問題、教官の待遇の改善、学生の厚生補導、一般教養問題、災害関係問題について検討して要望書を文部大臣に提出したが、このなかの一般教養の問題が学長就任2年目の重要問題となった。この点については第4章第3節で詳述されるので、ここでは評議会の動きのみを記しておくことにする。学長は35年10月1日の評議会で、一つの部として法制化させる目的のため既成事実を作って教養部の強化独立

を図るという方針を決め、学内発令の形で教養部主事を「教養部長」に改称して官制独立へのスタートとした。また学生部学生課長を教養部長事務取扱いに就任させた。その後35年度末には一般教養の運営のために科目代表教官の選出、科目群の分類とそれを主に担当している学部の調査が依頼され、ついで翌36年5月の評議会で教養部長から教養部教官定数が65名必要であると報告された。7月21日には六大学学長会議でも「分校という形で法制化して充実を図る」と決定され、文部大臣に要請し着々と地歩を固めていった。学内でも教養部規則、一般教養委員会規則が改正されて学部代表教官各1名が教養委員会に加えられて強化されて教養部の在り方について検討することとなった。翌37年8月1日の評議会では、現在教官定数が12名であるが、年度内には33名の線にもっていく方向で検討された。

一方、この頃から学生の厚生補導が問題となった。34年度には学生部で学生の意識調査が行われたが、それを受けて34年11月には学生相談室を開設し、学生部教務課を学生部学生課と改称し厚生補導の事務機能の促進化をはかり、36年度には学生部次長制をとって、部長を補佐させた。また学生の学術研究と文化及び体育活動の伸長につとめ学園生活の充実を図ることを目的とする校友会の結成問題を検討した。

施設・環境整備の改善・充実問題では、35年10月22日に天皇・皇后両陛下の行幸啓、及び開学10周年を迎えるに当って、環境整備が急がれた。開学記念事業として阿蘇研修所の補修と施設の充実が計画され、また旧五高同窓会館と学生集会所周辺地域の改造移築造園工事が行われ、さらに37年度には法文学部構内に夏日漱石と小泉八雲の記念碑建立が計画されていった。また一方、これまで施設・改善に多大な資金援助をしていた期成会募金事務局が閉鎖されることとなったが、その閉鎖の延長を懇願するとともに、期成会にかわる組織として、36年2月に熊本大学振興会の設立を図ることとなった。

以上のように学長は「大学の発展」を期して努力を重ねたが、しかし36年度は全般的には沈滞的な雰囲気として世評されていたのであろう。学長は36年の回顧を12月13日の評議会の席上で、次のような趣旨を語っている。「本学が沈滞しているという噂があるが、そうではない。本年度は学生部に次長制の設置、教養部の独立、病院事務長の設置をみた。また学会も日本西洋史学会、ドイツ文化ゼミナールの開催、来年度は日本産婦人学会、日本血液学会が開かれる予定である。今後は総会研究面に力をいれる」と、評議員一同に語り、発展への協力を求めるとともに全教職員の熱意を求めた。またそのような沈滞ムードを一掃する意味もあってであろうか、教職員の親睦を深めることを目的に、36年11月8日に第1回の全学教職員の園遊会を開催し、ついで翌37年には6月1日に第2回が、11月1日には開学10周年記念事業の披露を兼ねて第3回の園遊会を開



第1回全学教職員園遊会（昭36.11.8）

催したのである。

37年度は学長の事実上の任期終了年度とあって、運営面の細かな問題点にまで整備が促進されていった。加うるに産業界も東京オリンピックの準備等で産業界が好景気となり、そのために大学予算も次第に増加して、施設の改善が相次ぐこととなった（施設問題については別項を参照）。まず年度当初に学則の改正を行って、学校教育法施行規則に定められた事項中で本学の学則にはっていない事項を加え、授業料減免問題を加え、字句を訂正して、4月1日から施行することとした（別項の「学則の改正」を参照）。事務についても簡素能率化を図るために専決事項と代決についての範囲の拡大化をすることとなった。また組織委員会に学生部長選考規則、教養部長選考規則、厚生補導協議会の規則改正案の作成を付託し、翌38年5月8日の評議会で承認を求めた。学生部長は各学部長に当該学部の教授のうちから候補者の推薦を求め、その候補者について厚生補導協議会及び評議会に図り、学長が選考することとした。教養部長については、教養委員会に学長が候補者の推薦を求めて協議会に図り、学長が決めることとした。厚生補導協議会については病院長、事務局長、学生部次長を委員から削除し、また会議の成立を委員の3分の2の出席と改正し、専門委員会を設置することとした。

熊大の定員は34年には学長1、教授122、助教授156、講師44、助手147、教諭50、その他職員882名の計1402名であったが、37年度には学長1、教授140、助教授170、講師38、助手180、教諭54、事務系職員1,124の計1707人と全体では300名の増加定員となって、事務機構も複雑化するとともに、教育・研究方面の事務機構も次第に体制化されていった。一方、教授陣容も次第に整うようになり、学長は37年10月11日の評議会で大学院設置問題をとりあげ、教官会等で教官に周知されるように要望し、設置へ向けて努力を始めた。その結果は、39年度に薬学研究科、翌40年度に工学研究科が相次いで設置されることとなった。また電子計算器センターの設置を目標にかかげて文部省と折衝を重ねることとした。37年度末には、教育専攻科、工学専攻科、養護学校教員養成課程、臨時養護教員養成課程、工学部電子工学科の設置が決定し、38年度4月1日を期して発足することとなった。

（2）再任本田学長の運営

38年5月25日をもって本田学長の任期が終了することとなり、次期学長の選挙を4月2日に公示、4月9日に推薦委員会（各学部から3名、体研1名の計19名）、4月17日に学長選挙と決められた。4月9日の推薦委員会では本田弘人前学長、大原英一理学部教授、忽那将愛医学部教授、高野巽法文学部教授の4人が学長候補適任者に選出されたが、のち大原・忽那両教授が辞退、学長選挙は本田・高野両氏の間で行われることとなった。結果は、有権者数327名の有効投票過半数を第1回の投票で本田前学長が獲得して、再任されることになった。任期は38年5月26日から40年5月25日までの2年間である。

再任された本田学長は、前述したように第1期に重要課題であった教養部の正式設置について努力を重ねることを評議会に表明し、文部省と交渉を重ねていった。その結果、11月14日付で文部省から承認をうけ、一般教育運営協議会規則を作成した。ついで12月12日の評議会で一

般教育運営協議会の申し合せ事項である教養部と学部教官との間に格差がないことを確認し、翌39年2月には一般教育特別委員会による教養課程の充実を図ることとし、「教養部長」は新任が選考されるまで現教養部長を事務取扱いとした。そして教養部長の選考を急ぐこととし、7月に教養部長選挙細則をきめて、10月22日に広本文四郎教授を候補適任者として選考し、内部充実に努力を重ねた。11月19日の評議会では、教養部の施設設備、助手の増員、学生と接触する教官の給与調整、研究施設の利用、在外研究の枠の拡大等、一般教育の改善を図る方向で努力することとなった。

一方、本田学長は国立大学協会の理事としても活躍し、(1)教官研究費の増額、(2)施設整備費の増加、(3)学生経費の増加、(4)奨学金制度の拡充の4項目をもって大学協会として文部省に要求したが、さらに41年度からは戦後のベビーブームによる大学入学志願者が急増するために、その対策が緊急課題として取りあげ、そのためには学生の質の低下を来たさないこと、教授陣の確保、文教施設の整備充実を図ることとし、また教員養成の教育課程の基準について検討し文部省に要求していった。これらの国立大学協会の要望が反映したのであろう、熊本大学では39年度末に大学院工学研究科の設置、付属養護学校、付属診療エックス線技師学校の設置が認められ、また産業界の異常景気もあって工学部に資源開発工学科(改組)、合成化学科の設置が決定した。施設では40年度からの新規工事として教養部研究室(4階建)、附属中学校体育館、附属病院内科系病棟(8階建)が認められ、また継続工事として学生会館、薬学部研究室、工学部実験研究室、その他に省庁別宿舍(小磯宿舍)が認められ、学園は新築校舎のビルブームの様相となった。学長はこれらの建築費をうるために文部省に対し、全学一致して施行に当るということで交渉し予算獲得をしたが、そこには学長の政治的手腕が発揮されたのであろう。40年度の概算要求においても、学生の急増対策として長期的なビジョンに立った概算要求をする姿勢を示していった。

学生の厚生補導については、学友会の結成に向けて各学部の協力を求め、また厚生補導専門委員会の規則を作成し、39年9月には学生会館の建設予定地の検討を進め、南側テニスコートを充当する方針とし、評議会の承認をえた。しかし一方では、学生寮で寄宿料の不払い同盟問題も生じ、評議会でその解決策が検討されていった。この問題は38年10月24日の評議会でまず取りあげられた。ついで12月12日の評議会で厚生補導協議会と厚生補導専門委員会で検討することとなり、翌39年2月21日の評議会でその対策が報告された。それは2月末迄3ヶ月以上の未納者は退寮とし、また不払い同盟の運動を中止すれば寮生の相談にのることを決定し評議会の承認を求めた。これに対し学長は大学全体の問題であるとして各学部の協力を求めたのである。

大学の運営組織についても細かく整備がなされていった。39年度には医学部附属学校長選考規則、教養部長選挙細則、研修員規則の制定、入学試験実施組織規則の改正、医学部教授会規則改正の承認を行い、11月19日の評議会では学長選挙基準について組織委員会に付託して審議することとなり、翌40年2月25日付で改正規則が施行されることとなった。また39年4月1日

をもって、事務局に庶務部（庶務課、人事課）と経理部（主計課、経理課）が設置されることとなった。教官については停年制の規則が制定され、満65歳に達した3月31日で停年となる今日の適用規則が制定された。

（3）柳本学長の運営

40年5月25日をもって本田学長の任期が終了することとなり、次期学長選挙が3月18日公示、3月18日選挙管理委員と推薦委員の選出、3月26日推薦委員会、学長候補適任者の決定、4月1日学長候補適任者辞退の期限、4月16日学長選挙、協議会で候補者決定とスケジュールが決定した。その後3月26日の推薦委員会で忽那将愛医学部教授、野口彰理学部教授、柳本武工学部教授が候補適任者と決定したが、野口彰教授が辞退、結局忽那教授と柳本教授の2人への投票となった。いわば本庄地区と黒髪地区の代表選挙となったが、結果は第1回投票で有権者数329人の有効投票の過半数を柳本教授が得票し、協議会も学長候補者として文部省に申請した。第3代学長の任期は40年5月26日から4年間の44年5月25日迄である。柳本武教授はこの選挙について当選までの経過を次のように語っている。

（前略）

顧みれば昨年の夏の頃、ある学部でいち早く次期学長候補の名乗りをあげた人があると言う噂があり、これに刺戟されて他の学部でも、有力者の間に学長選挙に関心が持たれはじめました。そして黒髪地区の学部の中では統一候補を立てて決戦すべきだと主張する声も打出されているとの事でした。つまり学長は常に医学部から、さもなくば外部からの輸入でないと出せないもの、と言う情ない従来の傾向を打破して、今度こそは他の学部から学長を出したいと言う訳でした。

その後各学部に学長選挙対策委員が出来て、公式な折衝が行われるようになりましたが、それまでの間に、時折私の名も下馬評にあがっている事を耳にしました。私は、まさか……まさか……と軽く打消しながら聞流していましたが、いつの間にかそれがどんどん固まって行ったらしいのです。そして推薦人から改めて打明けられた時は、既に或る程度他学部との提携の筋も進んでいて、もはや退引ならぬ有力候補にかつぎ上げられていた次第です。

私としては、既に12年前、学長選に出馬して惨敗した事があり、6年前にも推挙され乍ら形勢不利のため辞退した事もあって、重ね重ねにがい経験に痛めつけられているので、一般選挙となった場合、勝てそうな気持は全然湧いて来なかったのです。

しかし選挙前1週間ほどになって、やっと周囲の事情がはっきり分って来まして、工学部だけでなく他学部にも亘って、私を支持する有志の方々の燃ゆるような熱烈な運動を目のあたりに見るにつけ、また直接私の考えを聞きたいと言う一般有権者の人達の声を耳にするに及んで、私自身も、もはや今までのように成行き委せで沈黙している訳に行かなくなりました。そして遅れ馳せ乍ら、遂に決戦の腹を決めて、私の具体的意見発表をする事に踏切った次第です。

これですべての準備が整いました。今回は何から何まで恵まれた条件の下で、大学内の選挙としては十分な、公正な手配がつくされました。そしてこゝまで来たら、もはや勝っても負けても悔いはない、と言う境地に到達しました。（後略）

40年5月26日学長に就任した柳本学長時代は、まさに激動する学園時代でその運営手腕が学園の将来像にもかかわるものであった。就任早々から学生会館の管理運営問題があった。その

規則を制定するにあたって、学生側と大学側との間で、会館の目的、規則の制定改廃問題、運営委員会の組織構成について意見のくい違いがみられたが、学生部・厚生補導協議会専門委員会の努力によって合意に達し、学生会館規則、運営委員会規則、常任委員会規則、学生会館使用規則の四つの規則を制定し、40年6月21日に発館することとなった。しかるに文部省は規則に2か所ほど方針に合わない所があるとして公認するに至らず、予算を減額してきたため、大学は運営費の捻出に苦慮することとなった。

また年度当初にあたり予算配当問題が検討されることとなった。7月8日の評議会で事務局費を5%にすることが提示されたため、従来の配分比率である事務局4.5%、学生部2.3%、図書館経費0.8%でよいかどうかについて組織委員会で検討することとなった。その結果、予算配当率の適用期間を3ヶ年として従来の方式でいくこととなった。また振興会資金の運用についても検討し、10月28日の評議会でその承認を求めたのである。

一方、学生の急増に備えて施設の長期計画の検討を施設委員会に付託し、将来の学園の姿を描くこととなった。その計画は翌41年11月10日の評議会に提案された。黒髪南地区ではラジオアイソトープ共同実験室の位置、自家給水井戸の位置、黒髪北地区では仮設学生部設置位置、弓道場移転位置、外人宿舍移転位置、体育館設置位置が示され、今後逐次進捗させていくこととなった。また41年度に発足する養護教諭養成所設立準備委員会を設置し、その内容や施設について検討することとした。42年度には教育学部実験講義室増築、工学部機械工学科実験室共同実験室、看護婦宿舍、教育学部付属学校共同給食準備室の新築、体研の新築、保健センターの新設、工友寮の新設、黒髪地区ボイラー室の新設、養護教諭養成所寄宿舍の新設が決まり、学園はいよいよ狭少となってきた。教職員定員数は1970名（教授188人）と増大化した。学長は学園の移転を構想し、敷地を物色することとした。折りも折竜田山一帯が売却されることを知り、35万坪を購入する計画を立て、42年9月28日には評議会でその骨子を示し、今後この問題を検討する機関を設ける旨の了承を求めた。その間に学長は文部大臣に相談し、大臣も積極的に大学課が中心となって研究するように指示を与えるほどであった。熊本県知事、熊本市長にも相談し、さらにまた五高同窓生に働きかけ、42年秋の五高創立80周年記念会において、竜田山地区に学園用土地を確保する計画を支持する決議文を採択し、これを佐藤総理大臣はじめ関係各方面に提出するなど、学内・外において熊本大学土地拡張計画は広く知られるところとなった。

ところがその竜田山の購入予定地は鹿児島島の業者の手に渡ってしまい、大学側はこの業者に対して土地の分譲を交渉したが、価格の点で折り合わず、とうとうこの買取計画は打ち切れ、竜田山一帯の敷地の一大自然学園の建設するプランは計画に止まった。

運営面では学長選考規則の改正を組織委員会に付託して整備し、また理学研究科の設置、特別教科（看護）教員養成課程の設置に伴う学則、諸規則の改正、附属図書館長選考規則の一部改正し、推薦入学制度における判定基準の検討を入学試験管理委員会に依頼した。また大学管理法案についての意見を取りまとめ国立大学協会と文部省に提出した。外にあっては国立大

学協会の一員として(1)大学健康管理の充実、(2)入学志願者急増対策として質的水準低下の防止、人文系の増募、教職員の増員、一般教育と学生の厚生補導の充実策をとること、(3)教員養成大学、学部の整備充実と大学院設置について、(4)大学教官の給与改善に関する要望の4点をまとめて、文部大臣に要望書を提出した。

41年度にはいり、学園紛争が各地で起き大学の管理運営は次第にきびしさを増してきた。それに対応するかのようになり、本学でも管理職員の範囲が決められた(事務局庶務係長、図書館工学部分館長、附属病院の医局長、副薬剤部長、看護婦長は除外)。諸規則も放射線同位元素委員会規則の設定、工学部と教養部の規則の改正、教養部再試験細則の一部改正、職員レクリエーション委員会の規則設定、工学研究機器センター規則の制定、理学部規則、薬学部、薬学研究科規則の一部改正、学長選考規則及び施行細則の改正、受託研究員規則の制定、大学院委員会の一部改正、学位規則の一部改正、教育学部規則の一部改正、理学部規則の一部改正等、規則の改正と制定が行われていった。それらとともに大学院博士課程の設置についても、熊本大学として要望することを文部省に表明することとした。

この41年度の運営問題で最も評議会が苦慮した問題は、一つは厚生組合の法人化の問題で(生活協同組合の設立)であり、一つは学寮問題であった。前者の問題について評議会(41年12月8日)は対策として各学部長及び最少限の専門委員で構成する特別委員会を設置して対処するというを決め、早速その組織構成にかかった。その組織は、各学部長と教養部長、及び黒髪地区の組織委員と学生部長、それに学識専門の教授を加えた特別委員会を構成し、そのもとに生協と直接交渉する機関として黒髪地区の組織委員と学生部長で小委員会を構成することとなった。以後、この特別委員会と小委員会が対処することとし、基本方針は確約事項とし、附属事項は専門家と協議のうえ文書をもって取り交すこととして、生活協同組合の発起人と交渉することになった。42年2月4日にはその話し合いが行われ、確認書(別項の「学園紛争」を参照)の形式について同意をえ、ついで組合加入の賛同数が過半数であることを確認(2400人)し、事業所の問題点についても了解点に達し、2月17日に確認書を取り交わし副申者を交付することとなり、解決にこぎつけた。しかしこの問題は、以後43年末から始まる学園紛争に関わる問題となった(別項「学園紛争」を参照)。

もう一つの問題である学寮問題は、炊婦の公務員化の要求をめぐって41年末から始まる電気・水光熱費の不払い運動であった。その対処にあっていた厚生補導協議会と厚生補導専門委員会は、42年1月2日の評議会で、(1)学部からの寮費援助の打ち切り、(2)寮問題について教養部を中心に周知させて欲しいと提案し、評議会は学寮生と接衝する特別の委員会を作ることにした。そこでこれまでの厚生補導委員会を強化し(各学部、教養部各1人宛増員)、専門委員会は生協関係の特別委員会で決められた権限内で学寮生と交渉することとした。その後、専門委員会は学寮委員会と改称され、学寮にも通告し、話し合いに応ずるように求めることとし、学寮委員会は雇傭夫の予算(90万円)を行使する権限を託されて学寮生と交渉することとなった。

一方評議会は、さきの生活協同組合の問題もあって、42年3月5日の評議会で42年4月から

の発足を旨として厚生補導協議会を強化する組織として学生部委員会(仮称)の組織作りを組織委員会に付託することとした。その組織は42年5月25日の評議会で「学生部委員会」として規則制定をみたが、その構成として学長と管理職をはずすこととし、委員長は学生部長とし、学生部の教授会的性格をもたせることとし、任期を2年とし半数宛の交代制とした。また附帯条件として学生部長の職務権限を明確にすること、学生部長の優遇策を講ずることとし、学生部委員会規則の運用についての細則を決めること、学生部委員会規則の施行日を学長一任と決して、学生部委員会は発足した(施行日は42年6月20日)。しかし学寮側との話し合いは難行し、一時は評議会も共済会館で開催せざるをえないような対立した場面も生じた。そのなかにおいて、工友寮は光熱水料の不払い、炊事婦の公務員化の闘争には参加しないと表明し、工友寮の改築を要求し、評議会もその改築を検討することとした。また42年6月20日の評議会で学生部長の優遇策として、(1)特別昇給、(2)評議員とする、(3)学生部長室の設置、(4)部長宅に電話架設を決め、学生部長に菅田敏雄教授を候補者として文部省に申請するとともに、学生部委員会規則、学生部長選考規則を一部改正し、さきの厚生補導協議会規則、厚生補導専門委員会規則を廃止することに決した。学生部委員会は第1(課外活動)、第2(学生会館)、第3(学寮)の小委員会を構成して42年7月1日に発足することとなった。

学寮問題は一時硬着状態となったが、学生部委員会は、(1)大学は学生寮・女子寮に掃除人を1名宛つける、(2)寮生は直ちに紛争以前の状態に復するという2条件をもって臨んだが、事態はなかなか解決しなかった。(その後の状況については部局史篇学生部を参照)

その後、評議会は機能の明確化を目指して、42年11月24日の評議会で、これまでの組織委員会を第1、施設委員会を第2部会とし、新たに第3部会を設置し福利厚生に関する重要事項と特に付託された事項を審議することとし、さらに生活協同組合問題に当たっていた特別委員会と小委員会を一本化して第3部会特別委員会とすることとし、組織委員会にその検討を付託することとなった。その成案は次の12月21日の評議会で承認された。なかでも第3部会特別委員会(3特委)は10名で構成され、その委員長には第3部会の委員長をあて、構成員は第3部会委員長、第3部会で互選された2人、学生部委員会で互選された1人、事務局長、事務局各部長と学生部長、学生部次長とする案であった。また厚生組合の受付窓口は学生部厚生課とすることに決した。

1年有余にわたって紛糾した学寮問題は解決することとなったが、それは43年10月に始まる学園紛争の前触れの的なものであった。学生のなかには米原子力空母エンタープライズ号の佐世保寄港阻止運動にも参加する姿がみられるようになった。

43年度にはいり学園はさらに規模を大きくしていった。施設は勿論のことであるが、教職員定員数は1998名と10年前に比較し約700名も増加した。予算配当問題も複雑な問題が出るようになってきた。予算規模も33%余も増加したため、その配分について特に事務局、学生部、図書館の配分率の適用期限が来たこともあって、ここで改めて審議する必要がある。そこで評議

会に第4部会を設置し、委員に各学部・教養部から各1名を出して構成し、43年度予算を検討した。その結果、学生部2.3%、図書館0.8%の配当率とした。教官への勤勉手当も支給され、教官の待遇改善の一策となった。その間にあって先述したように学長は竜田山一帯の新学園地購入を断念せざるをえない状況となった。

ところでこの年10月から起った生協との交渉問題は、ついに学園紛争までエスカレートすることとなった。学長を始め評議会はその対処に苦慮し、柳本学長も学生の要望にやむをえず応ずることとなり、44年1月24日の第2次公開交渉まで臨んだが、その雰囲気は異常なまでの興奮状態で、ついにドクターストップがかかり、公開交渉を中止することとなった。その後、学長は静養につとめたが、ついに2月12日に休職することになり、その学長事務取扱いに荒木教育学部長が就任し、学園紛争に対処することとなった。評議会はストライキ対策委員会（のち情報委員会に改名）を構成し、各学部のストライキ対策委員会と連絡をとり、また3特委を中心にその対策に連日連夜会議を重ねていった。（これ以後の紛争の展開については第5章を参照のこと）

第2節 学科目・講座制の制度化

（1）「大学設置基準」の制定と改訂

昭和31年10月22日、文部省は大学基準協会決定の「大学基準」に代るものとして「大学設置基準」を文部省令として公布した。この時期法制化された大学設置基準については、一般教育科目の中に基礎教育科目が導入され、講座制・学科目制および課程を明確に区別した点において、一般には新制大学理念の重要な変化と受け取られている面が強い。確かに一般教育の改革は主として産業界の強い要望により工学系が要請したものであったが、講座制・学科目制の区別については新制大学院との関連で、地方国立大学の整備充実を意図したものであったとされている。（天城勲・慶伊富長編『大学設置基準の研究』）、すなわち昭和28年度から発足した大学院は、学部から独立した組織編成ではなく、学部に併置の形となったため、定員や教官研究費の面で学部に大きな負担を与えることになった。文部省ではとりあえず昭和29年6月「国立大学の講座に関する省令」を公布し、講座の定義を「大学院における研究科の基礎となるもの」とした。それとともに大学院を設けない大部分の学部、学科についても法令上明確にすることが迫られてきた。

一方昭和22年の大学基準制定当時、講座制の問題は最も重要な議題であったが、明確な基準を得られないまま、講座制の改善を含めて新しい研究教育組織のあり方は、新制大学の自主的決定にまつことになった。昭和24年新制大学はその定員と予算において、全て旧制時代の積算を基礎として発足した。以後同一大学内部では、学部間に旧制時代の学校種別により格差が残

されたままであったが、新制大学の内部からこのような状態を打破し、新しい改革案を提示するには至っていなかった。従って文部省は大学内部を一体化し、既設大学整備の努力目標とすべく大学設置基準を制定したとされている。

ところがその後日本経済の高度成長によって科学技術の振興が大きく叫ばれるようになり、文部省は昭和36年7月国立大学理工系の拡張、及び私立大学増設を目的として、大学設置基準を大幅に緩和する方針を決定した。従来大学及び学部の設置認可に際して付していた学科増設、定員変更に関する条件を解除し事前の届出制とするとともに、校舎・校地面積基準の弾力化、教員採用条件の弾力化、新設についての年次計画の採用、がその骨子であった。そのため基準判定・維持の要素を大きく取り入れ、設置認可を重視して省令化された大学設置基準はその機能を大きく低下させ、大学設置をより容易にする方向に転換した。以後新設校も認可校も増加の一途をたどり、認可校は昭和37年の10校を皮切りに、その後は毎年10校、21校、25校、28校、23校と増加し続けた。大学の大衆化の始まりであった。

一方大学の予算面についてみると、新制大学発足当初から行われていた講座制、学科目制の区別は大学設置基準制定後も続けられ、昭和40年までの教官1人当りの積算校費は次のようになっている。

教官一人当たり積算校費の推移 (単位：円)

年 度	講 座		学 科 目		C/A	D/B
	非 実 験 ①	実 験 ②	非 実 験 ③	実 験 ④		
1935 (昭和10)	4,081	8,652	1,500	5,250	0.37	0.61
1949 (昭和24)	89,000	273,000	82,000	244,000	0.92	0.89
51 (26)	266,000	772,000	122,500	353,000	0.46	0.46
53 (28)	274,000	802,000	126,000	367,000	0.46	0.46
55 (30)	253,793	942,853	116,709	339,935	0.46	0.36
57 (32)	334,000	976,000	129,500	375,000	0.39	0.38
59 (34)	363,100	1,432,900	140,800	485,500	0.39	0.34
61 (36)	514,300	2,029,700	199,400	687,700	0.39	0.34
63 (38)	653,700	2,579,400	253,400	873,800	0.39	0.34
65 (40)	796,500	3,142,500	308,750	1,064,300	0.39	0.34

『戦後日本の教育改革9』による。

昭和24年当時講座制1に対して学科目制非実験0.92、実験0.89とほとんど差がなかったものが、昭和26年以降講座制と学科目制の開きは2倍となり、昭和32年からは3倍近くにまで広がった。折しも日本経済高度成長の始まりであり、昭和31年の省令はこれら予算面の格差を制度化するものであったとの評価も行われている。(海後宗俊、寺崎昌男『戦後日本の教育改革9』)

さて昭和30年代後半から40年代初めにかけて、設置認可行政の面からではなく、新制大学の理念である一般教育の重視と専門教育の水準確保という観点からも、大学設置基準の再検討が行われていた。昭和35年この問題について諮問をうけ検討を始めた教育審議会は、昭和38年1月

「大学教育の改善について」という答申を行った。この答申中大学の管理運営の項だけが大きく反響を呼び、他の部分がかすんでしまったが、この答申においては一般教育をめぐるカリキュラム問題、設置基準の画一化への警告、基準維持方策の再検討などが指摘されていた。これを受けて昭和38年文部省に「大学基準等研究協議会」が設けられ、主として一般教育を中心として再検討が行われ、昭和40年3月に答申を提出した。しかし、大学側の反論が激しく、終に「大学設置基準」の改正までには至らなかった。ところが昭和43、44年を中心として大学紛争が湧き起り、発足後20年目を迎えようとした新制大学はその内外からあらゆる問題が提起されることになった。一連の大学改革論の中で取り上げられた重要な課題の1つがカリキュラム問題であり、実質的には一般教育と専門教育の問題であった。このような事態の中で国立大学協会からも先の答申の一般教育に関する部分を支持する要望が出され、昭和45年及び47年に大学設置基準が改訂された。この後各大学では多様なカリキュラム改善の試みが行われることになった。

(2) 本学における学科目、講座制の制定

本学において大学設置基準について報告が行われたのは、公布直後の31年11月8日の第66回評議会であった。ただし学長より、「大学設置基準が10月22日に公布になりましたので配布します。今直ちに疑義をお聴きできませんので御研究の上、後日疑義があれば申し出願います。特に教官資格については基準が出ていますが、本学は本学の基準でいくことに致したい。」との報告が行われているだけである。

翌32年6月27日の評議会において、同年6月13日開催された全国国立大学長会議における文部大臣挨拶の内容が報告された。その中においては特にカリキュラム編成に関して、科学技術振興のための研究教育体制の改善、及び教員の質向上のための養成制度の改善の2点が強調されていた。その後本学において工学部の改組・拡充、教育学部の新カリキュラム編成という形で、明確にその実現が期されて行ったが、その一方で昭和37年頃から理・工系を中心として大学院設置の動きが本格化していた。

翌38年4月1日、文部省は前年中央教育審議会が行った答申に沿って大学の目的・性格、教育内容、組織編成の諸点を改善するため、これまで不明確であった学部の学科又は課程、及び研究所の研究部門を明確にする方針を決め、国立学校設置法の一部を次のように改正した。

第6条の2 国立大学の学部に文部省の定めるところにより学科又は課程をおく。

第7条 国立大学の学部又は学科に講座又は学科目を、国立大学の教養部に学科目を、国立大学の大学附置の研究所に研究部門をそれぞれおく。

第7条の2 前記の講座、学科目および研究部門の種類その他必要な事項は文部省令で定める。

このため本学では医学部を除いて学科目が採用されることとなり、工学部、理学部、法文学部、教育学部では大幅な改組や学科目の名称変更が行われた。いま参考までに各学部の発足から昭和38年度までの講座、学科等の変遷を示すと次のとおりである。

	学科・課程名	改 年 月 日	正 日	その 数	学 科 目・講 座 名	
法 文 学 部	法 学 科	発 足	33. 4. 1	6	憲法及び行政法, 刑事法, 民事法, 商法, 政治学, 経済学	
				7	憲法及び行政法, 刑事法第一, 刑事法第二, 民事法, 商法, 政治学, 経済学	
				8	憲法及び行政法, 刑事法第一, 刑事法第二, 民事法第一, 民事法第二, 商法, 政治学, 経済学	
				11	憲法及び行政法, 刑事法第一, 刑事法第二, 民事法第一, 民事法第二, 商法, 社会法, 法史学, 政治学, 経済学, 国際法	
				12	憲法, 行政法, 刑事法第一, 刑事法第二, 民事法第一, 民事法第二, 商法, 社会法, 法史学, 政治学, 経済学, 国際法	
					12	憲法, 行政法, 刑法, 刑事訴訟法, 民法, 民事訴訟法, 商法, 社会法, 法史学, 国際法, 政治学, 経済学
		哲 学 科	発 足	38. 4. 1	3	哲学第一, 哲学第二, 哲学第三
					3	哲学, 哲学史, 倫理学
		史 学 科	発 足	38. 4. 1	3	国史学, 東洋史学, 西洋史学
		文 学 科	発 足	36. 4. 1	9	国文学第一, 国文学第二, 英文学第一, 英文学第二, 英文学第三, 英文学第四, 独文学第一, 独文学第二, 独文学第三
				8	国文学第一, 国文学第二, 英文学第一, 英文学第二, 独文学, 仏文学, 中国学, 言語学	
				8	国語学, 国文学, 英語学, 英米文学, 独語・独文学, 仏文学, 中国学, 言語学	
教 育 学 部	4 年 課 程 2 年 課 程	発 足		22	教育学第一, 教育学第二, 教育学第三, 心理学第一, 心理学第二, 国語学, 外国語, 社会第一, 社会第二, 社会第三, 数学第一, 数学第二, 数学第三, 自然第一, 自然第二, 自然第三, 音楽, 美術工芸, 保健体育, 生活第一, 生活第二, 職業イ, 職業ロ	
			32. 4. 1		2年課程廃止	
			37. 4. 1	22	職業イが職業第一, 職業ロが技術第二となる。	
	小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 養護学校教員養成課程	38. 4. 1	43	国語学, 国文学, 漢文学, 書道, 歴史学, 地理学, 法律学, 経済学, 哲学, 倫理学, 代数学及び幾何学, 解析学及び応用数学, 物理学, 化学, 生物学, 地学, 声学, 器学, 音楽理論・音楽史, 絵画, 彫塑, 構成, 体育実技, 生理学及び衛生学, 学校保健, 体育理論・体育史, 金属加工, 電気, 機械, 食物学, 被服学, 家庭管理, 農業, 英語学, 英米文学, 異常児教育, 異常児心理, 教育学, 教育史, 教育制度, 教育社会学, 教育心理学, 発達心理学		
理 学 部	数 学 科	発 足	38. 4. 1	4	数学第一, 数学第二, 数学第三, 数学第四	
				4	解析学, 代数学, 幾何学, 応用解析学	
	物 理 学 科	発 足		3	物理学第一, 物理学第二, 物理学第三	
		36. 4. 1	4	物理学第一, 物理学第二, 物理学第三, 物理学第四		
		38. 4. 1	4	素粒子物理学, 放射線物理学, 原子分子物理学, 物性物理学		
	化 学 科	発 足		3	化学第一, 化学第二, 化学第三	
36. 4. 1		4	化学第一, 化学第二, 化学第三, 化学第四			
38. 4. 1		4	物理化学, 無機化学, 有機化学, 分析化学			

	学科・課程名	改 年 月 日	正 日	そ の 数	学 科 目・講 座 名
理 学 部	地 学 科	発 38. 4. 1	足	2 2	地学第一, 地学第二 岩石学・鉱物学, 地質学・古生物学
	生 物 学 科	発 38. 4. 1	足	2 2	生物学第一, 生物学第二 動物学, 植物学
医 学 部	医 学 科	発 28. 4. 1	足	24	解剖学第一, 解剖学第二, 生理学, 生化学, 病理学, 薬理学第一, 薬理学第二, 微生物学, 公衆衛生学, 寄生虫病学, 法医学, 内科学第一, 内科学第二, 神経精神科学, 小児科学, 外科学第一, 外科学第二, 整形外科学, 産婦人科学, 皮膚泌尿器科学, 耳鼻咽喉科学, 眼科学, 放射線医学
				25	生理学第二講座増
				26	病理学第二講座増
	36. 4. 1	27	皮膚泌尿器科学が皮膚科学講座と泌尿器科学講座に分離		
製 薬 学 科	発 36. 4. 1	足	5 5 4 4	薬化学, 薬品分析学, 製薬学第一, 製薬学第二, 薬効学 薬化学, 薬品分析学, 製薬学第一, 製薬学第二, 薬物学 薬化学, 薬品分析学, 製薬学第一, 製薬学第二 薬化学, 薬品分析学, 薬品製造化学, 薬品製造工学	
工 学 部	土木建築工学科	発	足	6	コンクリート工学, 土木構造学, 交通工学, 水工学, 建築構造学, 建築計画
	土 木 工 学 科 (建築分離)	30. 4. 1		4	コンクリート工学, 土木構造学, 交通工学, 水工学
		33. 4. 1		4	コンクリート工学, 橋梁工学, 交通工学, 水工学
	機 械 工 学 科	発	足	4	熱工学, 原動機工学, 機械工作学, 作業機械学
		38. 4. 1		4	工業熱力学, 水力学, 機械工作学, 機械力学
	採 鉱 冶 金 科	発	足	6	石炭採鉱学, 金属採鉱学, 選鉱学, 非鉄冶金学, 鉄冶金学, 金属工学
	鉱 山 学 科 (採冶分離)	34. 4. 1		4	採鉱学, 選鉱学, 鉱山機械学, 鉱山土木及び物理採鉱学
	採冶分離 金 属 工 学 科	34. 4. 1		4	理論金属学, 鉄冶金学, 非鉄冶金学, 金属加工学
	電 気 工 学 科	発	足	5	電気理論, 電気機器, 電気応用, 通信工学, 電力工学
		32. 4. 1		5	電気理論, 電気機器, 電子工学, 通信工学, 電力工学
33. 4. 1			5	電気理論, 電気機器, 通信工学, 電力工学, 電子工学及び電気応用	
36. 4. 1			7	電気理論, 電気機器, 電力応用, 電力工学, 通信工学, 制御工学, 電子工学及び電気応用	
38. 4. 1		5	電気理論, 電気機器, 電力工学, 電気応用, 通信工学		
電 子 工 学 科	38. 4. 1		2	基礎電子工学, 応用電子工学	
	39. 2. 25		2	電子工学理論, 電子制御工学	
工 業 化 学 科	発	足	4	工業化学第一, 工業化学第二, 工業化学第三, 化学工学	
	38. 4. 1		4	無機工業化学, 有機工業化学, 高分子化学, 化学工学	
建 築 学 科	30. 7. 1		4	建築構造, 建築材料及び施工, 建築計画, 建築史及び意匠	
生 産 機 械 工 学 科	36. 4. 1		4	切削加工学, 鋳造及び溶接工学, 塑性加工学, 制御及び計測	

	学科・課程名	改 年 月 日	正 日 数	その 数	学 科 目・講 座 名
工 学 部		39. 2. 25		3	工学 精密鑄造及び溶接, 塑性加工, 自動制御及び計測
	共 通 講 座	発 足 38. 4. 1		2	応用力学第一, 応用力学第二
				2	構造力学, 材料力学

翌39年2月25日の文部省令によって本学の「学科および課程並びに講座および学科目」は、法文学部4学科26学科目, 教育学部3課程43学科目, 理学部5学科16学科目, 医学部1学科27講座, 薬学部2学科9学科目, 工学部9学科36学科目, 一般教育等22学科目, と定められ昭和38年4月1日に遡って適用されることになった。その後昭和38年度より薬学部, 39年度より工学部に, 41年度より理学部に大学院が設置され, それらの学部では学科目制より修士講座制に切り替えられた。

第3節 大学院・専攻科の設置

1. 理系大学院（修士課程）の新設

新しい学科目, 講座に関する組織編成が押し進められていくのと平行して, 37年頃には大学院設置の気運も盛り上がって来た。本学では, すでに昭和30年医学部において大学院の設置をみていたが, 他学部では発足以来の懸案でありながら, 実現に至っていなかった。

37年10月25日の第127回評議会において, 次のような報告が行われている。

文部省が大蔵省に対し若干の大学に新たに大学院を設置するよう要求していることは, かねて大学側として意見を述べていたのが文部省で取りあげられ, まことに喜ばしいことである。熊本大学が大学院を置く資格のあることについて自信と誇りをもってもらいたいとともに, 各学部にも一日も早く大学院が置かれるよう研究を盛んにし, 高いレベルにもって行くよう努力せねばならぬ。

熊本大学の権威と品位が高められるよう, 大学院設置のパスに乗りおくれないうお願いしたい。医学部は高く評価されているが, 他の学部にも一日も早く大学院が設置される様, 教官会等で周知されたい。

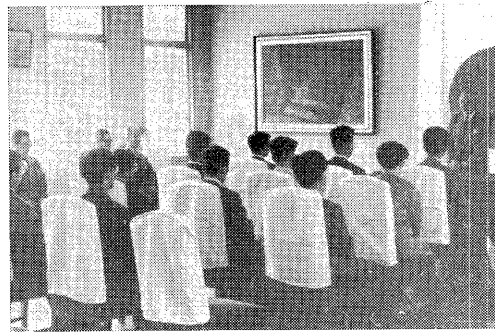
38年, まず薬学研究科の設置が認可されたのに続いて, 39年工学部研究科が, これに少し遅れて41年より理学研究科の設置が認可された。41年までに認可されたのは理系の3学部であり, 文系学部大学院の設置はこれより6年後のことであった。いずれも修業年限2年の修士課程である。

一方, 教育学部では創設以来専攻科の設置が懸案のままで残されており, 学科目の大幅な改正を行う中で新たな計画案が練られ, 再度設置申請書が提出され, 38年度より教育学専攻科の設置が認可された。

なお, 年度別大学院, 教育専攻科の入学者及び修了者数については, 学生部1節の(2)の付表

を参照いただきたい。

薬学研究科：薬学部において大学院期成会が組織されたのは昭和36年初頭であった。県出身の衆参議員，県内政財界，薬事教育界の代表者によって組織され，文部省はじめ関係方面に対する陳情が開始された。一方，熊薬同窓会においては，37年11月大学院設置期成準備会が組織され，全国の同窓生に対して募金運動を開始した。



昭和39年度薬学部大学院ならびに教育学専攻科
入学式
(於事務局会議室)

熊大内部においても37年後半，大学院設置問題について文部省が本格的に取り上げる状況になったので，各学部とも一日も早く設置されるよう努力しなければならない，との方針が明らかにされた。

これらの動きをうけて，本学では理系3学部がまず設置認可申請書を提出することになり，その結果，38年度より薬学部において設置認可されるに至った。これによって29年度より設置されていた薬学専攻科は廃止された。

発足時の薬学研究科は，薬剤学専攻5講座，製薬学専攻4講座の合計9講座で，入学定員18名（各講座2名）であった。

その後，薬剤学科において40年度に生化学，製薬学科において44年度に放射薬品学，45年度に生物薬品製造学，48年度に製剤学の各講座が増設され，合計2専攻13講座，入学定員26名となった。

なお，昭和54年度の大学院在籍者は55名である。（学生部資料による。）

工学研究科：昭和35年頃から活発になった科学振興策によって，科学技術研究者の求人が増大し，各大学とも理工系の学生増募や，学部・学科の新增が相ついで行われ，それに伴って教官組織，研究施設の充実を計るため，従来旧制大学のみ認可されていた大学院を，新制大学にも設置する方針が文部省において決定された。工学部長会議では35年頃より数回にわたり文部省に大学院設置の要請を行っていたのであるが，この決定によって昭和38年横浜国立大，広島大に設置されたのを契機に，39年には6大学，40年には10大学に設置が認可された。

本学部においては，薬学部と共に設置申請書が提出されていたが，昭和39年度より設置が認可された。これによって29年度以来設置されていた工学専攻科は廃止された。

発足時の工学研究科は土木工学4講座，建築学4講座，資源開発工学科4講座，金属工学4講座，機械工学4講座，生産機械工学科4講座，電気工学5講座，工学化学4講座の8専攻33講座で，入学定員66名（電気工学専攻のみ10名，他は各8名）であった。

その後，42年度に電子工学4講座（定員8名），44年度に合成化学4講座（定員8名），53年度に環境建設工学5講座（定員10名）が増設され，合計11専攻46講座，入学定員92名となった。

なお昭和54年度の大学院在籍者は151名である。

理学研究科：本学部では新制大学発足時に理学部の設置された新潟、金沢、岡山、お茶の水女子大、奈良女子大、神戸の各大学と共に7大学理学部協議会を組織し、文部省に対して大学院設置を要望していたが、35年頃から顕著になる高度経済成長によって、科学技術研究者の求人が増大し、38年度に金沢大学、39年度に岡山大学とお茶の水女子大学、40年度に新潟大学と神戸大学が設置認可された後、41年度より本学部においても大学院設置が認められた。当初薬学部、工学部と共に大学院設置を申請していたのであるが、学部内の体制がなお不十分であったため、理系3学部の最後に設置認可となったのである。これによって30年以来設置されていた理学専攻科は廃止された。

発足時の理学研究科は数学4講座、物理4講座、化学4講座、生物4講座、地学2講座の合計5専攻18講座で、入学定員38名（地学のみ6名、他は各々8名）であった。その後、44年度に地学において鉱床学、51年度に物理地学の各講座が増設され20講座となったが、現在まで合計5専攻19コース、入学定員38名となっている。

なお、昭和54年度の大学院在籍者は55名である。

2. 教育学専攻科（38年）

教育学部においても昭和24年の発足以来、専攻科設置の検討が行われ、30年には構想案が、33年度には設置案が提出されるなど、種々の努力が行われていたが設置認可には至らなかった。その後昭和33年3月小・中学校教育課程が全面的に改正され、37年度より施行となったため、学内では長期的な学部組織再編に取りくまねばならなくなり、専攻科設置の動きは一時中断された。昭和37年4月、従来の講座制的学科目を廃止して学科目を採用するなどの学部構想が示され、39年2月25日付で学科目制による新組織が省令化された。これと併行して専攻科設置も進められ、新学部体制のもと教授陣容を強化した設置案が文部省に提出され、38年4月1日付で設置認可されることになった。

専攻は教育学専攻と教育心理学専攻に分かれ、定員は合計5名、修業年限は1年であった。両専攻は必修12単位、各教科必修14単位、選択8単位の計34単位を修得することになっている。

第4節 教養部の設置

1. 教養部設置まで

(1) 教養部のあり方の再検討

教養部のあり方が再び熊大評議会において取り上げられたのは、開学直後の諸規約制定から約10年後の昭和35年であった。9月22日開催の第105回評議会において本田学長から次のよう

な説明が行われている。

教養部のあり方については段々に強化することにご了解を得たが、35年度の大学要覧を作成するに当り、別紙のような熊大事務組織を作り、教養部を現在のあいまいな存在から、一つの部として法制化しようという目的のため、この際既成事実を作って教養部の強化独立をはかってゆきたい。

これに付け加えて事務局長から

文部省でも内々では教養部設置案が審議され、学長会議に出す段階になっていたが種々の事情により表面に出ない現状である。制度的には組織委員会で審議して戴き、別表案のような程度としてご了解をお願いしたい。

との説明があり、教養部の事務組織を庶務係と教務係にする案が示されている。(次頁参照)

続いて35年10月1日付で教養部主事の名称を「教養部長」（この段階の教養部長はいわゆる部局長ではないので「教養部長」と表示する）と改正することが承認された。

学内におけるこのような動きと共に、学外においても一般教育の成果の向上を目指して、教養部の独立、官制化を要望する気運が盛り上がっていた。なかでも新制大学発足時の経緯が似かよっていた新潟、金沢、岡山、熊本の4大学の間では、様々の会議が持たれて大学の充実を協議していたが、一般教養部長会議もその一つであった。昭和36年5月11日、岡山大学で開催された第9回一般教養部長・事務長会議において、早急に教養部の官制化を実現する旨の要望書を各大学学長に提出することが申し合わされた。

これを受けて、6月20日新潟大学で開催された「6大学学長会議」（上記4大学と千葉・長崎）では協議の上、一般教育の整備強化に関する要望書を文部大臣に提出することになったのである。

（2）教養部規則の制定

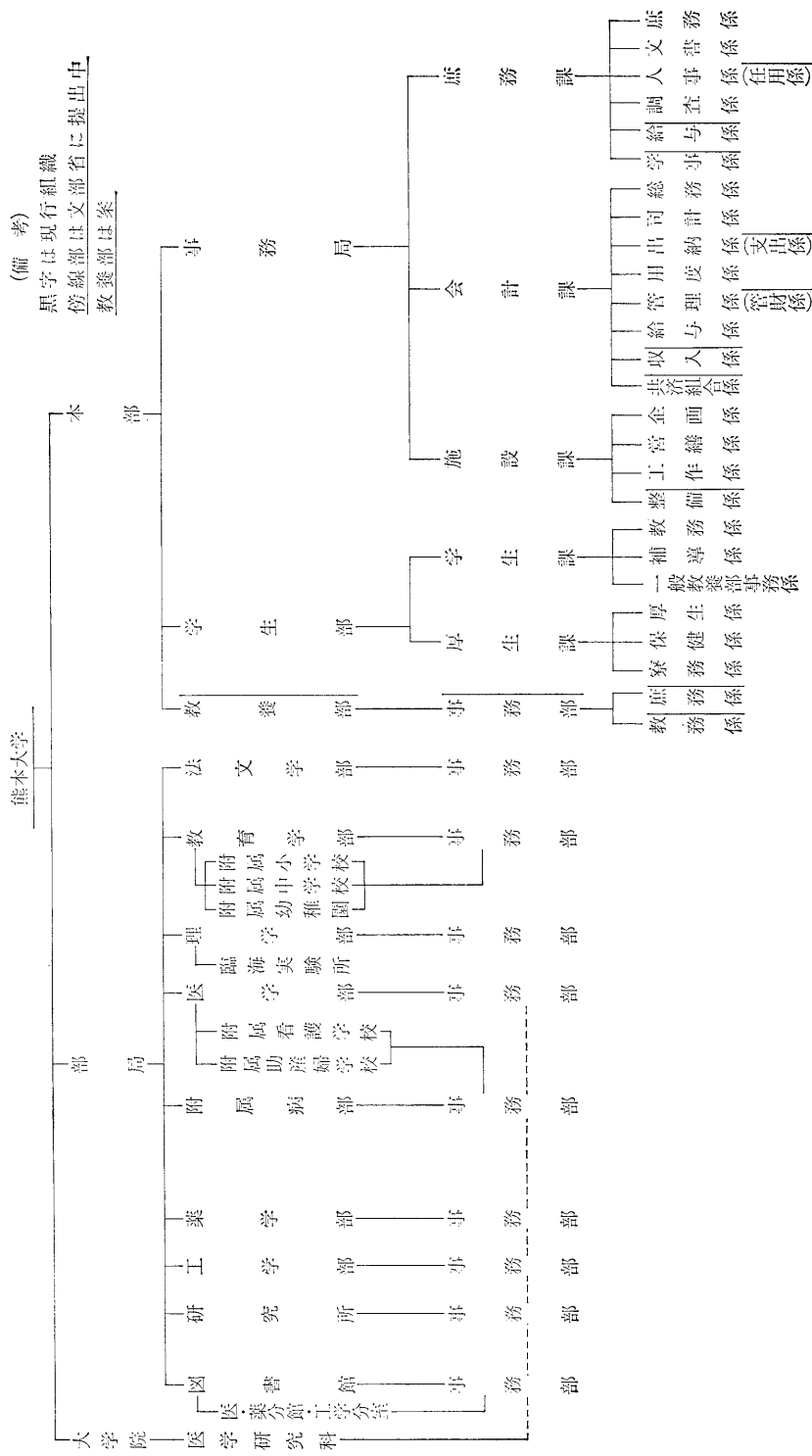
これらの動きをうけて学内において教養部独立への体制作りに入ったのは、36年10月15日付で「教養部長」に就任した法文学部酒井三郎教授であった。

他大学では教養部分離独立のために、制度化組織委員会や連絡協議会といったものを組織しこの問題に当たっていたが、本学では酒井部長の方針で教養委員会が中心となってこれに当ることになった。

酒井部長のもとでまず着手されたのは教養部規則の制定であった。教養部に関しては25年1月25日制定の教養部設置規約、一般教養委員会規則、履修規則があるのみで他は慣習によって行われており、実施に当たって疑義があるのみならず、10年以上経過した時点では実情に合わない点が多い、というのが改正の理由であった。新規則の制定については(1)教養部の主体制を重んじ、(2)担当すべき学生数を決定し、(3)担当すべき教官を定めることの3点に重点が置かれた。

6回の審議と各方面の意見を調整して制定されたのが「熊本大学教養部規則」であり、この新規則は教養部の目的、組織、運営の全てを包括するものであった。これに基づいて「一般教育科目・外国語科目・保健体育科目履修規則」、「教養委員会規則」、「教養部事務組織規則」が

熊本大学事務組織表(案)



制定され、37年4月1日より施行されることになった。

さらに事務組織規則の制定により、37年度からの教養部事務組織は事務長1，教務5，会計4，庶務3，雇員5（現員3）によって構成されることになった。

（3）38年度教養整備計画

酒井部長は規則制定によって教養部の組織運営独立の第一歩を進めようと計画したのであるが、実際には学内の各学部充実や大学院設置問題などと絡んで、規則改正の主旨はなかなか徹底しなかった。それに加えて規則自体の中にも、部長選考や予算に関して不十分な点が存在していた。そのため次年度は、(1)学則に教養部の項を入れる、(2)教養委員会を教授会とする、(3)教養規則に専任教官を明記する、というように諸規則の改正を行うことが考えられていた。

しかし酒井部長の教養部独立へ向けての一連の動きに対して、「首脳部の一部独走」として学内から反撥する声も強く、文書による反対意見も表明されていた。このようななか37年12月7日開催の教養委員会において、酒井部長に対する意見書が再度提出された。

これに対して酒井部長は、12月18日に開かれた教育委員会において、前回の意見書問題にふれ、首脳部の一部独走という批判があるからには辞任したいことの意向を明らかにした。この辞任申し出に対して委員の中より信任投票はやめるようにとの意見が出され、また理学部委員からも前回の件にふれることなく進み度いとの動議が提出されたため、この問題は打ち切れ、38年度強化案に進むことになった。

かくして最終的にまとめられた38年度整備計画は次のようなものであった。

1. 学生について 身分上の管理について未だ徹底しないものがあるが、38年度当初より下記に掲げる厚生補導の具体的取扱を計画している。(1) 学生証、学生生徒旅客運賃割引証および諸証明の発行 (2) 授業料の徴収 (3) 授業料減免の処理 (4) 奨学生の選定
2. 教官について 昭和38年度33名の担当教官を確保し、昭和39年度には漸増に努力する。
3. 各種委員の選出 (1) 部長を評議会に送る。(2) 厚生補導協議会に委員を送る。

この委員会の決議事項を受けて、翌38年1月24日開催の評議会に特に出席した酒井部長は、教養部官制化問題を上程したが、大学側の意向は官制化は考えていない、将来の問題はここでは決られない、というものであった。

さらに2月5日に開かれた組織委員会においても

1. 教養部は未だに官制がなく、独立の部局として取り扱うことはできない。大学評議会はこの理由で教養部長を評議会のメンバーに加えることを拒否している。
2. 教養部に関しては公式に決定したものとしては一貫性がない。各学部規則に多少のくいちがいがあっても止むを得ない。
3. 学則および規則は現実に即して制定せられるべきである。教養部の育成という未来的構想と現実に法的に確立しているものと混同することが一切の混乱の原因である。

という3点が指摘された。酒井部長はこれに対して、教養部長を評議員とする問題は以前図書館長、病院長と共に上程されたが、その時は学生部の下部組織であった為に見送られた。現状では教養部は学内的に認められており当然評議員とすべきであるとの見解を述べている。

2. 教養部の制度化

(1) 一般教育運営協議会規則の制定

昭和38年度より旧帝大系の4大学において教養部の官制化が認められ、次年度より新制大学にも制度化される状況となってきた。

本学においては、38年10月24日開催の第138回評議会までは教養部設置について正式の報告はなく、現教養部の体制固めをして行くことが申し合わされただけであった。

しかし10月24日以降、来年度よりの設置決定が通知されて来たらしく、11月14日開催の第139回評議会においては、酒井部長より正式発足の準備として「熊本大学一般教育運営協議会規則」を制定したい旨の提案がなされている。討議の結果、本規則を38年11月14日付で施行することが決定された。この規則によると運営協議会員は学長、各学部長、教養部長によって構成され、(1)一般教育課程と専門教育課程との関連事項、(2)一般教育の教育方針、(3)一般教育の運営、(4)その他一般教育に関する重要事項を審議することになっていた。

(2) 教養部設置要項の制定

38年12月9日開催の第2回一般教育運営協議会において、本学教養部設置要項が次のように決定された。

1. 学 生

- 1) 対象となる学生 全学部の教養課程履修中の学生とする。
- 2) 学生の所属 学生は入学時の各学部所属するが、一般教育履修中は教育、補導、その他身分上の管理等については教養部において行うものとする。

2. 教 官

- 1) 教官 教養科目（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目）は主として教養部に属する教官が担当し、学部教官の協力により実施する。
- 2) 教官の身分 教養部に所属する教官は、学部もしくは大学院に併任ができるものであること。

3. 一般教育実施期間および教育課程

- 1) 一般教育実施期間（なお検討を要す）。 2ヶ年とし、教育課程の編制上、この期間中に専門課程の授業を加えても差支えない。
- 2) 教養課程は教養科目からなるものとする。ただし必要により基礎教育科目および専門基礎科目を置くものとし、教養部の教官は主として教養科目を担当し、その他の科目は各学部の協力を得て実施するものとする。

4. 教授会

- 1) 構成 教養部に属する教授をもって構成すること、ただし学科目に教授が欠けている場合には、併任の教授を加えること。また必要がある場合は教養部所属の助教授または講師を加えること。
- 2) 審議事項 教育課程、学生の教育補導、学業評価、退学、休学、復学、懲戒、教官の人事

(教官の選考は学部の協力により別途選考委員会を作ること)、予算、施設その他部の重要事項

5. 教養部運営委員会 一般教育運営協議会に移行する。
6. 教養部長 教養部長は全学教授のうちから、教養部教授会および運営委員会の推薦に基づき、学長が選考する。

この要項はその後大部分教養部諸規則の中に踏襲され、官制化された教養部運営の基本方針となったものである。

翌39年、教養部設置に伴う諸規則改正案の作成にかかり、3月26日開催の第143回評議会において承認可決され、39年4月1日より施行されることとなった。これに伴って37年4月1日制定の諸規則は廃止された。

(3) 教養部の組織

かくして教養部は39年4月1日官制化されて独立し、学内において一つの部局を構成することとなった。

同時に施行された規則によって教授会が発足し、(1)教養部における教育・研究、(2)学生の厚生補導、(3)学生の学業評価、(4)学生の退学・休学・復学・賞罰、(5)教官人事、(6)予算、(7)施設設備、(8)その他運営に関する重要事項を審議することになった。ただしこの中の教育課程と教官人事については、「教養部運営協議会の調整を経るもの」とされた。さらに6月1日施行の内規によって教官会が設けられた。

また事務組織については、事務分掌規則の制定により庶務、会計、教務の三係が置かれることになった。

この他教養部に関する全学的な機関として先に設置されていた一般教育運営協議会を継承して、「教養部運営協議会」が設けられることになった。この協議会は学長、学部長、教養部長、各学部及び教養部ごとに選出された教授1人で構成され、一般教養協議会の審議事項の他に、教養部教官人事についても審議することとされた。

(4) 部長任命

教養部の官制化に伴って、酒井部長が教養部長事務取扱に任命され、選挙による新しい部長が決まるまでの間、部長職務をとることになった。

39年4月1日教養部長選考規則が制定されたが、それによると部長選考は(1)部長の任期満了、(2)辞任申し出、(3)欠員のいずれかの場合に学長が各学部および教養部の教授の中から選考することとされ、教養部教授会は部長候補者推薦のために選挙を行うと規定されていた。

同年7月6日教養部長選考細則が制定され、教養部教官(専任・併任)による第1次選挙によって上位3名を選出し、教養部教授による第2次選挙で2名の候補者を選出し、教授会はこの2名につき順序を付して学長に推薦することと定められた。

9月22日、教養部長候補者選挙が公示され、10月6日に投票となった。第1次選挙では酒井三郎、広本文四郎、大原英一の3氏が選出され、直ちに第2次選挙が行われた結果、広本文四郎、酒井三郎両教授が各1・2位となり、この両氏が候補者として学長に推薦されることにな

った。規定により広本文四郎氏が初代教養部長として承認され、11月1日付で正式に発令された。

第5節 各学部の課程及び学科目・講座 の充実

1. 教員養成新課程の設置

(1) 養護学校教員養成課程

文部省は、社会問題となっている心身障害児の教育機関として全国の小中学校に養護学校・養護学級を設置することとし、そのための暫定的措置として臨時養護学校教員養成課程を全国の教育学部に設置していた。本学においても35年度以来設置されていたが、本格的な教員養成の必要から、38年度より全国8大学と共に定員20名の養護学校教員養成課程が新たに設置されることになった。

この課程の他に、1ヶ年の養護教員養成課程が定員30名で設置され、現職教員の再教育も行われることになった。

学部では、これらの課程設置をより有効にするため、40年度から附属研究施設として精神薄弱児童研究施設の設置を要望した結果、40年度より教育学部附属養護学校が設置され、41年度より養護教諭養成所が設置されることになった。

(2) 特別教科(看護)教員養成課程

文部省は昭和30年度後半から特別教育課程の設置を進めていったが、その一つが養護学校教員の養成であり、もう一つが看護学校教員の養成の課程であった。

本学では昭和41年度より特別看護教員養成課程として設置されることになった。学生定員20名で、看護学校または高校看護教員の養成を目的とし、専門教科科目を70単位、教職に関する科目単位を20単位、卒論6単位の計96単位を履修することになっている。

この課程の終了者には看護婦の免許状のみならず、看護学校1級免許状と小中学校2級免許状が与えられ、旧来にないユニークな課程である。学生は第1回生より現在まで女子学生のみである。

2. 各学部の学科目・講座増及び学科編 成替え

法文学部：昭和24年発足時、法学部6講座、哲学科3講座、史学科3講座、文学部9講座の合計4学科21講座であったが、旧五高を母胎として出発した本学部は、法科(法学科)と文科

(哲・史・文)の講座比率が6対15ときわめて不均衡であった。

そこで、29年頃より法科の充実を中心とした組織問題が学部内において検討され始め、33年度より実施されることになった。

33年刑事法第2講座が、34年民法第2講座が、35年社会法、法史学、国際法の3講座が増設され、法学科は11講座となった。

一方文学科では、36年英文4講座が2講座に、独語・独文3講座が独文学1講座に改組され、新たに仏文学、中国語、言語学の3講座が設置され、文学科全体としては1講座減の8講座となった。

37年、法学科において行政法が分離増設されて12講座となったが、教官組織は教授10、助教授7であった。

38年講座名称が大幅に改称され、まず法学科では刑事法第1、第2が刑法と刑事訴訟法となり、民事法第1、第2が民法と民事訴訟法となり、哲学科では哲学第1、第2、第3が、哲学、哲学史、倫理学となり、文学科では国語学第1、第2が、国語学、国文学となり、英文学第1、第2が、英語学、英米文学となり、独文学が独語・独文学講座となった。

翌39年度より学科目制が採用され、法学科12学科目、哲学科3学科目、史学科3学科目、文学科8学科目の合計4学科26学科目が官制化された。

その後43年になって法学科に民法第2学科が増設され、4学科27学科目となったのである。

教育学部：発足時、専門教科としての国語、外国語、社会科3、数学2、自然科学3、音楽、美術工芸、体育、生活科学2、職業科3、教職教科としての教育学3、心理学2の合計23講座(学科目)であったが、10年後の昭和34年、2年課程が廃止され、さらに心身障害児の教員養成機関が必要とされるなど、従来の教育内容では十分に適応できない状態となっていた。

そこで、本学部では新しい構想のもとに学科組織の再編成が行われることとなり、37年頃より成案の作成に取りかかった。当時文部省は、教員養成学部の組織問題を検討中であったため、本学部から提出された学科目案は39年2月26日付で認可され、38年4月1日より適用されることになった。

その構成は、小中学校教員養成課程35学科、養護学校教員養成課程2学科、共通課程6学科の合計3課程43学科目よりなっており、今日の科目編成の基本を成すものであった。同年、教育学専攻科も設置認可され、本学部では以後、各科の教科教育の学科目増が大きな課題となったのである。

翌39年、小中学校課程に美術理論・美術史学科が増設され、40年、養護学校教員養成課程に異常児の病理学科が増設され、3課程45学科目となった。

翌42年、国語科教育、社会科教育、英語科教育の3つの教科教育が増設され、43年特別教科教員養成課程に看護基礎学が、44年に母子看護学が増設され、学部発足20年目において4課程52学科となったのである。

理学部：五高の理科及び工専の基礎学科が有していた教官定員の2割増という形で発足した本学部は、24年度においては数学4、物理3、化学3、地学2、生物2の5学科14学科目（講座）という小規模編成であった。

それから13年後の昭和37年、物理第4、化学第4の両学科が増設されて16学科目となった。翌38年、全学的な講座名称の変更により、本学部でも全体的な学科目の改称が行なわれ、数学4学科は解析学、代数学、幾何学、応用解析学となり、物理4学科は素粒子物理学、放射線物理学、原子物理学、物性物理学となり、化学4学科は物理化学、無機化学、有機化学、分析化学となり、地学2学科は岩石・鉱物学、地質・古生物学となり、生物2学科は動物学と植物学になった。翌39年2月25日の省令によってこの5学科16学科目が官制化された。

その後、昭和41年度の大学院理学研究科修士課程の設置により学科目制から修士講座制となり、同年生物学科の動物学講座が動物分類・形態学と動物生理・生化学の2講座に分離増設され、17講座となった。

発足以来20年目の昭和44年、地学科に鉱床学講座が増設され、生物学科の植物学講座に植物分類・形態学、植物生理・生化学が分離増設され、5学科19講座となったのである。

医学部：発足時、24講座が設置認可されたが（但し整形外科学が正式に発足したのは29年であった）、4年後の28年、生理学第2講座が、30年には病理学第2講座が増設され26講座となり、この年大学院医学研究科博士課程が設置された。

12年目の36年、皮膚泌尿器科学が皮膚科学と泌尿器科学の両講座に分離増設されて27講座となった。

昭和30年代末から40年代中頃までは発足後15年目から20年目に相当するが、この間ほぼ毎年のように講座の増設が行われ、学部が充実されていった。まず15年目の昭和39年、解剖学第3講座が、翌40年麻酔学講座が増設され、41年には中毒研究施設生化学部門が設置されて29講座1部門となり、42年内科第3講座が、発足後20年目の44年には脳神経外科学講座が増設され、45年には中毒研に病態生理学部門が設置されて31講座2部門となった。

薬学部：24年発足時において、薬剤学科4講座、製薬学科5講座の合計2学科9講座であったが、36年製薬学科の薬効学が薬物学講座と改称され、翌37年この薬物学講座は薬剤学科に代替られ、薬剤学科5講座、製薬学科4講座と改組された。

38年、全学的に講座名称の改称が行われたが、本学部においても製薬学科の製薬学第1、第2講座がそれぞれ薬品製造化学、薬品製造工学と改称された。

翌39年2月25日、講座及学科目に関する省令が制定され、本学部においてはかねて増設申請中であった生化学講座の衛生化学講座よりの分離増設が40年4月1日付で認可され、それと同時にこの年より学科目を講座に改めた。これ以降本学部は講座制を建前とすることになり、10講座となった。

翌41年、従来重視されてきた物理化学的観点からの研究のため、生薬学科講座が薬品物理化学講座と改称され、生薬化学科は生薬学講座に包括された。

工学部：発足時5学科27講座であったが、それから5年目にして工学専攻科が設置認可され、翌30年4月1日付で土木建築工学科6講座が、土木工学科4講座と建築学科4講座に分離増設され、6学科29講座となった。

それから2年後の32年4月1日、電気工学科の電気応用講座が電子工学に改組され、続いて33年には再び、電子工学講座が電子工学及び電気応用に改組された。

発足後10年目の昭和34年4月1日、採鉱冶金学科6講座が鉱山工学科4講座と金属工学科4講座に分離増設され、7学科31講座となった。

続いて36年、機械工学科4講座が機械工学科4講座と生産機械工学科4講座に分離増設され、さらに電気工学科5講座が7講座に増設され、8学科37講座となった。翌37年には電気工学科7講座が、電気工学科5講座と電子工学科2講座に分離増設され、同時に機械工学科熱工学講座が工業熱力学に、原動機工学が水力学に、作業機械学が機械力学にそれぞれ改組され、工業化学科工業化学3講座がそれぞれ無機工業化学、有機工業化学、高分子化学に改組され、共通講座応用力学2講座が構造力学と材料力学に改称され、合計9学科37講座となった。

15年目の39年、電子工学科基礎電子工学講座が電子工学理論に、応用電子工学講座が電子制御工学に改組され、同時に電子計測工学が増設されて9学科38講座となった。

翌40年、鉱山工学科4講座は資源開発工学科4講座と改称され、電子工学科には応用電子工学が増設されて4講座となり、工業化学科4講座には合成化学科が分離増設され、10学科39講座となったが、この年大学院工学研究科が設置認可されて、修士講座となった。

昭和30年度後半から40年前半までは学部発足後10年目から20年目に相当するが、この間ほぼ毎年学科講座の増設が行われ、発足時5学科27講座であった講座数は、20年後の44年には10学科44講座となったのである。

翌41年から工業化学科と合成化学科の整備が行われ、まず工業化学科は工業物理化学を改組によって設置して4講座とし、合成化学科には高分子化学の他に有機合成化学を増設して2講座とし、合計10学科41講座となった。42年工業化学科化学工学講座が放射能及び分析化学に改組され、合成化学科には反応工学講座が増設され、さらに共通講座に工業数学第一講座が増設され、10学科43講座となった。43年には合成化学科に無機合成化学講座が増設され、10学科44講座となったのである。

第6節 附属研究教育機関の改組と新設

1. 体質医学研究所

本研究所は昭和22年8月以来、城内二の丸において研究を続行していたが、昭和31年度より計画、施工された本荘地区の基礎教室の新築工事の完成により、その一角が研究所に当てられ

ることとなり、37年4月27日に移転を完了した。

約15年ぶりで本荘地区において研究活動を開始した研究所は、38年3月20日付で、これまで研究部門と称していた名称を、病理学、形態学、臨床学、生理学、気質学と変更した。

さらに42年6月1日、新たに小児体質学の設置が認められ、これに伴って臨床学は成人体質学と改称され、本研究所は2つの診療部門（体研小児科・体研成人科）を含めて6つの研究部門で構成されることになったのである。

2. 衛生検査技師学校

本校は昭和39年、文部省指定学校として9番目に医学部附属として設置された。

2年制・3学期制で定員20名であり、初代校長には医学部長忽那教授が併任された。校舎は附属病院構内にある旧山崎図書館が使用されたが、当施設は実習を伴う教育には不適當であり、また狭隘であった。

教育科目として文部省規則に一般教養6科目405時間、専門13科目1935時間、計2,340時間以上が定められていたが、本校では国家試験の受験資格を考慮して2625時間以上の学習を規定していた。

設置後8年目の昭和47年4月、衛生検査技師法の改正に伴う学校制度の改変により、同年4月、3年制の臨床検査技師学校が設置され、衛生検査技師学校は47年度をもって廃止となった。

3. エックス線技師学校

本校は昭和40年、創設された2年制定員40名の学校で、初代校長には医学部放射線医学講座の片山教授が併任された。

医学の発展進歩と共に、従来のエックス線知識に加えて、高エネルギー放射線及び放射性同位元素取扱技術に関する知識が要求されるようになり、第1回生卒業と同時に、昭和42年4月専攻科が併設された。修学年限は1か年で1回生18名のうち2名がこれに進学した。

昭和44年、エックス線技師法の改正により学制が変更され、同年4月この学校及び専攻科は廃止され、両者を統合した3年制の診療放射線技師学校が設置された。

4. 附属養護学校

この学校の前身は昭和25年9月21日附属小学校において開始された、特殊教育実験学級である。

昭和33年、文部省は附属小学校に特殊学級の設置を認可した。これより本学部では年次計画

で附属中学校まで設置する方針が決定され、35年附中に特殊学級1学級が設置され、37年度には附小・附中と一貫した教育が実現した。

30年代の後半、教育学部内においても特殊教育の気運が高まり、35年度には臨時養護学校教員養成学校が設置され、38年度より定員20名の養護学校教員養成課程が正式に設置されることになった。学部ではさらに精神薄弱児童研究のための附属施設設置を要望することになり、40年4月1日、全国5大学の1つとして本学部に附属養護学校が正式に設置認可されたのである。これによって附小・附中の特殊学級は廃止された。

発足時の生徒数は小学部24名、中学部26名の計50名で、現在の半数にすぎなかった。

翌41年、初代竹原東一校長に代って葛谷隆正教授が2代目校長に就任し、高等部設置の準備が進められた。設置の目的は、養護学校の場合は生徒の成熟度が著しく遅れるため、教育の年限を延長することによって社会適応力を高め、教育効果をよりよく発揮させるためというものであった。42年6月1日、全国に先がけて高等部の設置が認可された。

しかしこの高等部設置によって教室不足が生じ、学校移転問題が表面化した。大学としては養護学校の本建築は教育学部建築後に予定されていたため、京町地区において分散指導が行われることになった。

44年1月、黒髪東地区に養護教諭養成所に続いて、養護学校が建築される計画が発表され、45年9月に新営工事が着工された。翌46年3月に竣工した校舎は、暖房完備の鉄筋校舎4棟よりなり、総面積は3026m²であった。

かくして46年度より現在の新校舎において養護教育が行われることになったのである。

5. 養護教諭養成所の設置

戦後の教育改革により、学校保健を掌一員として養護教諭が小・中学校に配置されることになったが、当時専門機関もほとんどみられず、公立の保健婦養成機関及び私立の短大による副次的有資格者の養成に任せられていた。

このような状況に対して、教育界はじめ各方面から養護教諭養成に対する国の積極的姿勢が要望された結果、37年度より熊本大学をはじめ8つの国立大学で1年課程の養成が始められることになった。

しかしこのような状態は一般の教員養成制度に比べて教育内容に大きな差があったため、各方面より再度国の積極的養成が要望された結果、昭和40年より北海道教育大と岡山大に養護教諭養成所が設置されることになり、翌41年度より、熊大に設置することが認可された。

設置された養護教諭養成所は入学定員40名、修業年限が3年であり、卒業後の資格は養護教諭2級であったため、その後に問題を残すことになった。

発足に当たっての教職員組織は専任教員3名、非常勤講師14名であり、事務組織は事務長1、庶務係の係長1、係員2の構成であった。最初の校舎は以前に教育学部理科の化学教室が使用

していた所を改造したものであった。

41年5月28日、第1回目の入学式と同時に養成所の開所式が挙行されたが、その席上学長より養成所の新校舎ならびに寮の新築を行うことが発表された。

新校舎は教育学部の東教場内に、新寮は同じく教育学部の新南部実習農場内に建設されることになり、42年8月に起工式が行われ、43年3月に竣工した。44年3月には第1回生が卒業した。

その後4年間は順調に歩みを続け、卒業生も増加し、関係者の間にその存在を広く知られるところとなったが、48年度後半より、養護教諭養成所のあり方が大きく問われる情勢となってきた。

それは先に44年度より認可されていた国立養護教諭養成所協会（国養協）において進められていた、養成所の4年制切替問題がいよいよ本格化し、その具体案が検討されることになったためである。

本学においても4年制問題検討委員会が組織され、同委員会においては、新学部新設の意見も提出されたが、現況では教育学部に新たに養護教諭養成課程を設けるという結論が出されたのである。

48年度から49年にかけてのこの問題が大きく取り上げられ、このような中に昭和50年養成所創立10周年を迎えることとなった。

一方教育学部では51年度内に新課程設置の準備が行われ、昭和52年度より認可されることになり、養成所は52年度より学生募集を停止することになった。

かくして昭和54年3月24日、第11回生が全員卒業式を終えた後、3月29日に養成所の閉所式が挙行され、3月31日をもって開所以来13年、429名の卒業生を送り出した養護教諭養成所は、廃止されることになった。

6. 中毒研究施設

近代産業の発達に伴い、各種の毒物による中毒、あるいは新薬による事故が増大してきたが、基礎的研究は極めて少ない状態であった。

本学部においては水俣病におけるメチル水銀中毒研究をはじめ、38年11月大牟田市の三井三池鉱山における炭塵爆発による一酸化炭素中毒事故を通して、中毒に関する研究の必要性が痛感され、研究施設の設置が要望されていたが、昭和41年ようやく設置認可されることになった。

41年度に設置されたのは生化学部門だけであったが、その後45年に病態生理学部門が、49年に神経中毒学部門が増設され、3部門となっている。

当初、中毒研究施設には運営委員会が置かれていたが、52年度より廃止され、施設長は運営上必要と認められる事項について、医学部長と協議することに改められた。

7. 工学研究機器センター

昭和37年3月、工学部創立65周年記念事業会は、本学部研究体制の飛躍的發展を期すため、研究施設と研究用機器の寄付を行った。

これをうけて工学部では、新鋭研究用機器を各学科共同で購入管理し、協同利用を行うことが最も望ましいとして、工業技術研究所を設立することが決定された。

研究棟は鉄筋4階建(2000m²)及び平屋(90m²)で、寄贈された研究用機器に国費購入の協同研究用機器を加えて、計算部門、工業材料部門、機器分析部門、構造物試験部門、測定部門の5部門で発足している。

昭和41年4月1日、この施設は工学部附属の研究施設として正式に設置認可され、工学研究機器センターと称することになった。同年6月センターの規則が制定され、それと共に運営委員会ならびに小委員会が設置され、さらに機器担当の専任教官5名が配当された。

46年本学部では電子計算室の設置がきまり、これに伴って従来センターに附属していた計算部門は47年度より電算室に移され、センターの研究設備は工業材料、機械分析、構造疲労試験、測定の4部門となったのである。その後一層内容の充実が進められ、本学部本来の試験・研究に寄与すると共に、地方産業界の技術的中核としてその役割をはたしている。さらに47年度には経常費の予算化も実現し、研究センターとしての体制が整った。

第7節 学生部の拡充と学生生活

1. 学生部の拡充と学生会館

(1) 学生部の拡充

学生部の組織について変更があったのは、発足後11年目の昭和35年4月であった。それまでの教務課が学生課に改称され、教官の課長にかわって事務官が専任の課長に就任することになった。また同年、従来各学部が管理していた学寮は学生部が管理することになり、そのため学生課に寮務係が新設された。

翌36年4月学生部次長制がしかれることとなり、これに伴って総務係が新設され、学生課4係(総務、教務、補導、寮務)、厚生課2係(厚生、保健)となった。

40年に至り現学生会館が新築され、この管理運営のため翌41年学生課に学生会館係が新設され、それと同時に補導係が学生係と改称された。

(2) 学生会館の建設

本学における学生のために厚生・福利施設としては、29年8月16日熊本大学期成会によって

建設寄付された東光会館や各学部付設の売店・食堂が存していたが、何分小規模で全学的な利用の場としては不十分であった。

文部省では、学生の厚生福利の増進や学園生活の充実を計るため、昭和35年頃から全国国立大学に学生会館建設を進めていた。

本学では、39年度より黒髪地区に新築されることとなり、同年10月20日第1期工事に着工し、翌40年3月25日鉄筋1623m²が竣工、さらに同年9月19日第2期工事に着工し、41年2月28日鉄筋1584m²が竣工した。

完成した現学生会館は、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、総面積3210m²で、その内部は課外活動施設1156m²、福利施設811m²、公共施設613m²、その他629m²となっており、建設諸経費は総額1億1184万円余であった。この学生会館を利用する学生・教職員数は41年度において5632人で、6月21日より開館の運びとなった。

2. 課外活動

大学側は昭和26年以来、課外活動を有意義なものとして指導、助言及び援助を行ってきたが、国費による援助には限度があるため、昭和40年度より新入生の父兄から課外活動費を徴集し、学生部長がその運営にあたることになった。

いまその一例を示すと、45年度の課外活動費は総額5,086,000円で、6月2日の学生部委員会において次のとおり配分額が決定された。

法文学部	364,000	教育学部	142,800
理学部	142,800	医学部	417,300
工学部	561,400	教養部	210,000
学生部	2,791,700 (体育会, 文化会のものを含む)		

しかし学生部による運営には法規上問題点が生じて来たため、47年3月を以て中止となり、これに代って同年4月より父兄組織による熊本大学課外活動助成会が結成され、本学課外活動の助成に当ることとなった。

体育系サークル：昭和45年、九州地区大学体育大会は第20回目を迎えることとなり、福岡会場で開催された。その夏季大会の競技種目は庭球、軟式庭球、体操、水泳、バスケット、ボクシング、バドミントン、軟式野球、バレーボール、漕艇、弓道、アーチェリー、陸上競技、野球、グライダー、卓球、空手道、ヨット、自転車競技の19種目で、本学からも多数の選手が参加した結果、バドミントン（男子）、漕艇、アーチェリー（女子）が1位、アーチェリー（男子）が2位、軟式野球、庭球（男女）、バドミントン（女子）、バスケット（男子）が3位という成績を収めた。

昭和47年度の体育関係団体一覧によると、33のサークルがあげられており、26年度14サークルから20年後には19サークルも増加していることが窺える。

学 部		年 度									
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
教 育 学 部 計	程 程	480	480	490	490	490	490	490	490	335	310
4 年 課 程		160	160	220	220	220	220	220	220	235	250
2 年 課 程		320	320	270	270	270	270	270	270	100	60
小 学 校 課 程											
中 学 校 課 程											
養 護 学 校 課 程											
特 別 教 科 (看 護) 課 程											
養 護 教 諭 養 成 課 程											
理 学 部 計		110(40)	110(40)	110(40)	110(40)	110(40)	110(40)	70	70	70	80
数 学 学 科		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
物 理 学 科		15	15	15	15	15	15	15	15	15	20
化 学 学 科		15	15	15	15	15	15	15	15	15	20
地 学 学 科		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
生 物 学 科		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
理 学 乙		40	40	40	40	40	40				
医 学 部 計								80	80	80	80
進 学 課 程											
専 門 課 程				80	80	80	80				
薬 学 部 計		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
薬 剂 学 学 科		40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
製 薬 学 学 科		40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
工 学 部 計		200	200	200	200	200	200	200	200	210	225
土 木 建 築 工 学 学 科		55	55	55	55	55	55				
土 木 工 学 学 科								30	30	30	30
建 築 学 学 科								25	25	25	25
採 鉱 冶 金 工 学 学 科		40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
鉱 山 工 学 学 科											
金 属 工 学 学 科											
電 気 工 学 学 科		45	45	45	45	45	45	45	45	45	50
電 子 工 学 学 科											
工 業 化 学 学 科		30	30	30	30	30	30	30	30	30	40
機 械 工 学 学 科		30	30	30	30	30	30	30	30	40	40
生 産 機 械 工 学 学 科											
合 成 化 学 学 科											
資 源 開 発 工 学 学 科											
環 境 建 設 工 学 学 科											
情 報 工 学 学 科											
合 計		1,070	1,070	1,160	1,160	1,160	1,160	1,120	1,120	975	960
学 部		年 度									
		34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
法 文 学 部 計		185	185	185	185	185	185	185	185	235	235
54年度より法 学部に分離	{ 法 学 学 科	100	100	100	100	100	100	100	100	150	150

学 部		年 度									
		34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
54年度より文 学部に分離	哲 学 科	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	史 学 科	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	文 学 科	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	地域科学科										
教 育 学 部	計	280	280	280	280	280	280	290	310	310	310
	4 年 課 程	280	280	280	280						
	2 年 課 程										
	小 学 校 課 程					150	150	190	190	190	190
	中 学 校 課 程					110	110	80	80	80	80
	養 護 学 校 課 程					20	20	20	20	20	20
	特別教科(看護)課程								20	20	20
	養 護 教 諭 養 成 課 程										
理 学 部	計	80	80	80	80	80	80	80	90	90	110
	数 学 科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	30
	物 理 学 科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	30
	化 学 科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	地 学 科	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15
	生 物 学 科	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15
	理 乙										
医 学 部	計	80	80	80	80	80	80	100	100	100	100
	進 学 課 程										
	専 門 課 程										
薬 学 部	計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	90
	薬 剂 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	製 薬 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	50
工 学 部	計	265	285	325	325	345	345	385	385	400	410
	土 木 建 築 工 学 科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	40
	土 木 工 学 科	25	25	25	25	25	25	25	25	40	40
	建 築 学 科										
	採 鉱 冶 金 工 学 科	40	40	40	40	40	40	(資源開発工学科に改称)			
	鉱 山 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	金 属 工 学 科	50	70	70	70	50	50	50	50	50	50
	電 気 工 学 科					40	40	40	40	40	40
	電 子 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	工 業 化 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	機 械 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	生 産 機 械 工 学 科			40	40	40	40	40	40	40	40
	合 成 化 学 科							40	40	40	40
	資 源 開 発 工 学 科							40	40	40	40
	環 境 建 設 工 学 科										
	情 報 工 学 科										
合 計		970	990	1,030	1,030	1,050	1,050	1,120	1,150	1,215	1,255

学 部	年 度										
	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
法 文 学 部 計	235	235	235	235	235	250	250	260	260	270	240
54年度より法 学部に分離											法学部 160
54年度より文 学部に分離											文学部 160
法 学 科	150	150	150	150	150	165	165	165	165	165	
哲 学 科	15	15	15	15	15	15	15	15	15	25	25
史 学 科	25	25	25	25	25	25	25	35	35	35	40
文 学 科	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	65
地域科学科											30
教 育 学 部 計	310	310	310	310	310	310	310	350	390	390	390
4 年 課 程											
2 年 課 程											
小 学 校 課 程	190	190	190	190	190	190	190	230	230	230	230
中 学 校 課 程	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
養 護 学 校 課 程	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
特 別 教 科 (看 護) 課 程	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
養 護 教 諭 養 成 課 程									40	40	40
理 学 部 計	110	110	110	110	110	110	110	110	115	115	115
数 学 科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
物 理 学 科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
化 学 科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
地 学 科	15	15	15	15	15	15	15	15	20	20	20
生 物 学 科	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
理 乙											
医 学 部 計	100	100	100	100	120	120	120	120	120	120	120
進 学 課 程											
専 門 課 程											
薬 学 部 計	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
薬 剂 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
製 薬 学 科	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
工 学 部 計	410	410	410	410	410	460	460	460	460	460	490
土 木 建 築 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
建 築 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
採 鉱 冶 金 工 学 科											
鉱 山 工 学 科											
金 属 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
電 気 工 学 科	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	40
電 子 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
工 業 化 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
機 械 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
生 産 機 械 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
合 成 化 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
資 源 開 発 工 学 科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
環 境 建 設 工 学 科						50	50	50	50	50	50

年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
学 部											
情 報 工 学 科											40
合 計	1,255	1,255	1,255	1,255	1,275	1,340	1,340	1,390	1,435	1,445	1,605

昭和30年代後半から40年代前半にかけて大学生となった世代は、戦後の新しい教育制度の下に成長した所謂戦後派であり、ベビー・ブームと日本経済高度成長によって増大していった産業界の需要および高等教育機関への進学率の上昇によって、最も激しい受験戦争を体験して来た世代であった。



昭和40年度入学式（旧五高講堂）

しかしそうまでして入学した大学は、40年以降の相継ぐ学部、学科の増設で大学自体がマンモス化しており、その施設・設備は増員に追いつかず、とくにその影響が顕著だったのは1・2年次の教養における授業であった。学生の多くは入学した途端マスプロ教育の人間疎外と失望感から免れることはできなかった。一方で精神的に何らかの障害を持つ「病める大学生」が増加し、他方では既存の大学制度や政治のあり方に対して批判や不満を表明する動きが激しくなり、42年から45年にかけて日本全体に大学紛争が続出するに至ったのである。

（2）女子学生の増加

さらにもう1つ顕著な現象は女子学生の急激な増加であり、国・公・私立の4年制大学に關しても昭和28年に10%台であったものが、35年に15%台、40年に19%台と漸増し、「女子大生亡国論」がこの時期マスコミに大きく取り上げられ、女子学生規制問題にまで発展してゆきような状態であった。

そもそも男女共学は戦後の新教育制度の基本であり、初等・中等教育においては男女の共学がほとんど実現されながら、最終の高等教育段階になるとせっかく教育を受けながら途中で勉学を断念する、という女性のその後の生き方と大きく関わる問題であるだけに、受け入れる大学側と進学希望者の間に気持ちのギャップが存在することは避けられない現実であった。

特に本学においては昭和41年春、当時の柳本学長が「大学に女子が増えつつある傾向は好しくない」と発言したことから、全国的に反響を呼び、さらに昭和42年度の薬学部入試要項に「女子が薬学部製薬学科を第1志願にすることは、学科の性質上好ましくない」という但し書が付けられたことから、女子学生を規制するものだとして、高校生やその父兄、熊大卒業生より抗議が行われるなど、この問題が大きく表面化したのである。

しかしこれら女子学生亡国論や規制論にもかかわらず、その後女子学生の進学率はますます増加し、国・公・私立の4年制大学では45年に25%台、50年に27%台となり、53年度には終に30%台となってしまった。（女子大学生の%は文部省の『学校基本調査』により算出）

これらの全体的傾向に対して本学における女子学生の占める比率は、どのような変化を示しているのであろうか。次に示したものは本学の発足時から54年度までの入学者のうち、女

学部における女子合格（又は入学）者の占める割合 $\left(\frac{\text{女子合格（又は入学）者}}{\text{合格（又は入学）者総数}} \times 100 \right)$

	法 (法)	文 (文)	教 育 (4年)(2年)	理 (甲)(乙)	医 (医進)(専)	薬	工	大学 全体	合 格 者 入 学 者 の 別
24	0.9%	(2.1%)	(1.8)(18.7)	(2.7)(0)		2.4	0	5.7	合
25	1.8		(5.3)(12.7)	甲, 乙 1.5		11.2	0	5.1	入
26	7.8		(10.8)(33.7)	5.7	0	33.6	0	12.3	入
27	8.4		(6.3)(39.1)	4.8	1.2	52.5	0.5	14.8	入
28	11.8		(12.4)(51.5)	7.4	2.2	42.2	0	18.7	入
29	3.3	(7.1)	(11.1)(60.2)	甲 乙 7.9 9.0	4.6	67.9	0	20.6	合
30	10.6	(26.1)	(14.6)(44.2)	理学部 2.8	医進 (3.3)(5.5)	42.5	0.5	17.6	合
31	4.7		(9.5)(37.8)	3.8	(3.4)(4.7)	41.3	0.5	14.1	入
32	7.1	(18.1)	(19.7)(62.7)	4.2	(3.3)	45	0	17.2	合
33	3.5		(23.0)(66.6)	1.5	(4.3)(2.3)	52.6	0	15.3	入
34	8.5		37.6	4.0	4.8	49.4	0	17.1	合
35	9.9	(24.0)	28.1	2.2	10.1	49.4	1.0	14.7	合
36	9.7	(25)	30.7	3.4	10.2	53.6	0.3	15.1	合
37	8.7	(21.6)	36.6	5.9	10.2	54.8	0	16.6	合
38	16.0		36.4	12.9	(8.9)(9.5)	52.4	0	17.4	入
39	13.3		41.7	8.2	(6.7)(8.0)	64.3	0	18.3	入
40	20.8	(46.5)	43.5	10.2	6	69.8	0	20.8	合
41	15.4	(50)	50.9	16.7	18.6	73.6	0.24	25.7	合
42	19.7		43.1	21.0	8.7	58.0	0.23	20.8	合
43	20.0		52.5	19.8	12.9	66.6	0.22	24.0	合
44	19.2		44.9	16.8	11.8	62.1	0.65	21.1	合
45	19.8		45.8	13.2	7.5	69.1	0.22	21.3	合
46	19.3		51.6	10.7	12.5	74.2	0.23	23.4	合
47	21.5		59.0	10.9	8.4	76.8	0.68	26.0	合
48	26.7		61.9	10.8	9.0	81.1	0.67	27.8	合
49	26.4		61.8	15.8	11.2	72.3	0.72	26.5	合
50	30.0	(63.6)	66.2	18.6	12.1	83.2	0.56	30.2	合
51	30.9		73.2	23.1	11.8	71.9	1.34	31.7	入
52	25.2		61.7	18.4	13.7	78.3	1.3	28.7	入
53	24.8		53.6	11.2	10.9	76.1	1.4	26.5	入
54	(法学部) 7.3%	(文学部) 50.9%	49.6%	15.8	8.4	56.0	1.5	23.0	入

子学生の占める割合を学部別及び全体について表わしたものである。

まず全体的推移についてみると、24、25年は5%台の入学率であったが、26年度より10%台となり、29年度には20%台にまで上昇した。しかし30年度は17.6%と下降し、翌31年度には14.1%にまで落ち込んだが、その後増減を繰り返し、35年以降は毎年漸増してゆき、昭和40年には再び20%台となった。

その後20%前半台を上下して、47年度には26%と上昇し、昭和50年度には終に30%台となった。翌51年、30年間では最高の31.7%の入学率を示した。

4. 就職の状況

岩戸景気と呼ばれた大型好況の中で、日本経済は完全雇用経済の時代に入って行った。労働力需給基調の変化と企業の労働力の奪い合いによって、賃金上昇率、とりわけ初任給の上昇率は顕著であった。

そのような経済界の動向の中で35年度の本学卒業生の就職状況も好調で、特に理工系は4月から各社のスカウト合戦が開始され、8月中にはほとんどが内定してしまうというスピードぶりであった。一方この年度には技術系学生の争奪が文科系にまで及び、10月1日の採用試験スタート協定は有名無実の状態となった。

以後昭和40年の不況をはさみながらも、日本経済は高度成長を続けた。

40年以後の相次ぐ理工系学部・学科の増設による学生の増員にもかかわらず、卒業生は相変わらず引っぱりだこであった。

第8節 各学部新本館竣工と黒髪地区の環境整備計画

1. 新本館竣工と施設の充実

教養部：教養部が官制化によって分離独立したのは昭和39年4月1日であるが、翌40年9月5日より教養部研究室の新営工事が着工され、41年3月10日、鉄筋4階建延3462m²が竣工した（A棟）。次いで同3月25日、研究室講義室増築工事が着工し、同年11月10日に鉄筋4階建、5885m²が竣工した（B棟）。続いて43年3月10日、鉄筋3階建、2768m²が竣工した（C棟）。

教育学部：34年3月16日の教授会において、教育学部理科教室の設置について、理学部教室と同一建物に含めて建築するという従来の案が変更された。翌35年11月30日、将来の施設について自然科学系列学科の本建築を要求することが決められ、36年6月14日の教授会において、理学部の工学部内移転による学部移転に関連する37年度施設要求事項として、理科教室の本建

築、体育館建築、音楽教室研究室の建築、トラック改修の4項目があげられた。

39年7月6日の教授会において、教育学部施設の将来計画が話し合われたが、その第1案は黒髪地区の環境整備を含んだ上で学部建設を東教場地区にて行うというものであった。しかし、東地区は低地埋立地で地盤が軟弱であり、排水も不良であるなど、立地条件が悪いという反対意見があり、そのため第1案としては現在の教養部、学生部敷地一帯を希望し、東地区は第2案とすることになった。

同年12月2日の教授会において、黒髪北地区設置案が出され、法文、教養との調整が行われた旨報告されている。

40年5月26日、学部建築計画について調査準備を行うため特別委員会が設置され、東教場は暫く保留し、本年度理科棟から新営することになった。そして9月30日より着工し、翌41年3月15日鉄筋4階建2856m²が竣工した（A棟）。続いて同年7月17日、第2期工事に着工し、42年2月15日鉄筋4階建（1460m²）が竣工した（B棟）。さらに同年4月第3期工事に着工し、同年11月29日に鉄筋5階建（4580m²）の本館が竣工した。

同年9月9日には新南部農場内において、養護教諭養成所寄宿舎の起工式が行われ、翌43年3月10日には東教場内において、養護教諭養成所校舎3階建（1653m²）が竣工し、3月20日には新南部寮鉄筋3階建（1505m²）も竣工した。

薬学部：昭和39年度より大学院が設置されることになったが、この年より実験研究室の全面の新築工事が開始されることになり、これに先立って旧薬草園（樹木園）内への記念館の移転改装が行われた。

9月22日実験研究室A棟の新営工事が着工され、翌40年3月25日鉄筋コンクリート4階建（延2019m²）A棟右半分が竣工した。また同時に放射性同位元素実験室も完成した。同年9月19日A棟左半分の増築工事が着工され、翌41年3月15日鉄筋コンクリート4階建（1963m²）が竣工し、管理部門と薬剤学、薬品製造化学、薬化学の各教室が入居した。

この年構内環境整備計画が変更され、南面を正面とすることになり、安香先生胸像が記念館横に移転された。同年8月31日実験研究室B棟C棟の増築工事が着工され、42年3月28日B棟C棟2階建（1420m²）が竣工した。管理部門、講義室、図書館、生化学教室、薬物学教室が入棟した。

工学部：39年8月27日、電気、電子、建築学科実験研究室の新営工事が開始され、40年3月20日鉄筋6階建（1113m²）が竣工した。

40年8月31日、実験室研究室の増築工事に着工し、41年3月15日鉄筋6階建延5321m²が竣工した。

41年4月1日、工学研究機器センターが設置認可され、同年8月31日には合成化学、工業化学科の実験室研究室の新営工事が着工し、翌42年3月25日、鉄筋6階建（4001m²）と共同講義室（2階建、1595m²）が竣工した。

同年12月15日には共同講義室（鉄筋2階建、1269m²）、金属及び資源開発別棟実験室（鉄筋

3階建, 519m²), 機械別棟実験室(鉄筋4階建, 333m²)が竣工した。

医学部・附属病院: 37年8月21日附属病院中央診療棟の工事が開始され, 約1年半後の39年3月20日鉄筋4階建(延5956m²)が完成した。同年10月2日臨床研究室の新営工事が着工し, 翌40年8月31日鉄筋6階建(延7797m²)が竣工した。

41年10月20日附属病院第五病棟(鉄筋6階建, 7880m²)と第三病棟(鉄筋4203m²)が竣工し, 42年3月10日には病院外来診療増築(157m²)が完成した。6月16日, 病院診療科の名称が制定され, 18科(体研2)となり, 臨床検査等に関する部の名称の制定により, 検査, 手術, 放射線, 材料の4部が設けられた。

42年10月7日, 医学部基礎教室の増築工事が着工され, 43年3月30日, 医学部B棟新館(鉄筋4階建, 1677m²)が竣工した。この間42年11月30日には病院第六病棟跡に新築されていた看護婦宿舎(鉄筋5階3212m²)が竣工した。

44年3月20日附属病院脳神経外科の外来診療室(165m²)が竣工した。

法文学部: 黒髪地区施設整備の最後に残っていた法文学部において, 研究室の新営工事が着工されたのは41年3月25日, 同年10月31日, 鉄筋4階建(2788m²)の研究講義室が竣工した。

44年3月25日講義室鉄筋4階建(2337m²)が竣工した。

理学部: 黒髪北地区から南地区への移転は36年11月をもって一応終了したのであるが, 1号館のみが鉄筋コンクリート造で, 地学科, 生物学科, および事務部ははまだ木造住いであった。そこで本建築の要求が続けられた結果, 43年12月15日理学部2号館(鉄筋4階建, 4890m²)が竣工した。

黒髪地区放射性同位元素総合研究室: 41年4月, 工学部工業化学科において放射能及び分析化学講座が新設されると共に, 関係学部の間では「放射性同位元素委員会」が組織された。同委員会は, (1)放射性同位元素使用による障害防止, (2)研究施設等の管理運営, (3)研究の助長, (4)関係部局間の調整に関することを審議するもので, 教育学部, 理学部, 医学部, 薬学部, 工学部, 教養部, 体質医学研究所の教授または助教授から1人, それと医学部放射線医学講座担当教授によって構成されるものであった。

その後, 黒髪地区にある教育, 理, 教養3学部の共同利用のため, 工学部内に研究施設を新設することになり, 42年3月25日黒髪地区放射性同位元素研究室(鉄筋167m²)が竣工した。翌43年4月総合研究室の使用が開始され, 同年7月26日付で総合研究室規則が制定施行された。

薬学部放射性同位元素研究室: 昭和38年3月, 化学実験室1室と測定器室を含む64・8m²の薬学部放射性同位元素総合研究室の新築工事が竣工した。続いて40年3月, 化学実験室2室と測定室(学生実習室), 動物舎の増築工事が竣工し, 総面積275m²となった。

ラジオアイソトープを利用する研究が進むと共に, 放射性薬品学の学生実習も行なわれるようになり, 研究・教育の両面に総合研究室が利用されることとなった。

附属小・中学校: 教育学部附属小・中学校については, 29年1月20日に教授会において, 坪

井地区の譲渡によって京町地区に附中を新設して附属学校を京町地区に集める方針が決められた。教育学部の黒髪地区移転に伴って京町地区に附中の新築が開始され、30年1月30日に木造の校舎(1041m²)が竣工し、同年2月9日城東坪井地区にあった教育学部附属中学は京町地区へ移転した。

39年8月12日、附属小学校の増築工事が着工され、翌40年1月23日鉄筋校舎(1113m²)が竣工した。同年9月1日附中体育館新営工事が着工され、同年12月7日には附小体育館の新営工事も着工され、12月10日附中体育館(鉄筋975m²)が竣工し、41年3月20日には附小体育館(鉄筋603m²)が竣工した。

同年8月20日、附中校舎の新営工事が始まり、翌42年3月10日鉄筋3階建(2200m²)の教室が竣工し、43年3月19日には2階建(1422m²)本館が竣工した。

2. 黒髪地区の環境整備計画

熊本大学の施設設備計画は、昭和40年柳本学長就任以来、木造校舎の鉄筋建替が基本方針となり、各学部ともに鉄筋本館の新築が進められたが、42年春までにその第1期分の建設がほぼ完成した。

その後施設委員会は昭和44年1月、それに続く黒髪地区施設の整備計画について計画を公表した。それによると、(1)北地区の旧五高赤レンガ本館と化学教室は文化財として永久に保存されることになったから、今後その内部を改造して資料館として利用する。(2)教養部、法文教育学部は更に拡充を行うこととし、本年度はまず法文学部、明年度には教育学部の増築を行い東教場の建物を移転集中させる。(3)体育館は本年度中にグラウンド南端に着工の予定であり、50mプールも2、3年内に新設する。(4)課外活動の部屋は現在のプレハブに隣接して10室が増築され、将来は本建築に建替る。(5)図書館は基準坪数の大幅な増加によって、教養部の南側に新築する希望が強く出されている。(6)学生部は現在地に新設し、将来は南地区にある事務局もここに移す。(7)南地区の工学部は一応完成したが、理学部は現在の工事が完成しても坪数が不足するので、当分使用する木造建築を耐火性に改築する、あわせて南地区の厚生施設も建造する。(8)東地区は養護教諭養成所に続いて養護学校を建設し、その北側に球技場その他の運動施設を設ける。(9)現在のグラウンドは東に拡張して整備する。(10)黒髪地区の暖房施設として南北両地方にボイラー室を建造、両3年の内に校舎全体に蒸気暖房を行う、という計画内容であった。

さらにこれに付随する環境整備としては、(1)南地区の正門を少し東に移し、その向い側に北地区の正門を設ける。(2)両方の門の内側にはそれぞれ側面に緑地帯を設けた幹線道路を南北に通して道路網を整備し、処々に駐車場や池を設けて美化に努める。(3)地上の配線は全部地下に埋めるため共同溝を建設する、などの案が述べられている。

その後、これらの施設計画は大部分完成したが、学部施設や附属施設の中には現在も建築整

備中のものが含まれている。